平成27年9月2日

平成27年第3回岬町議会定例会

第2日会議録

平成27年第3回(9月)岬町議会定例会第2日会議録

○平成27年9月2日(水)午前10時00分開議

○場 所 岬町議会議場

○出席議員 次のとおり12名であります。

弘	勝	田	和	3番	正純	下	辻	2番	勝	正	原	坂	1番
喜男	多	保	反	7番	匡	尾	松	6番	久	晴	エ	道	5番
実		П	出	10番	学	野	奥	9番	正	乾	島	田	8番
晶		原	中	13番	日出夫	Ш	小	12番	晃	伸	原	竹	11番

欠席議員 0 名

欠 員 0 名

傍 聴 0 名

○地方自治法第121条の規定により本会に出席を求めた者は次のとおりであります。

町		長	田	代		堯	企画政策監	西		啓	介
副	町	長	中	П	守	可	水道事業理事	鵜夕	森		敦
副	町	長	種	村	誠	之	総務部理事兼 財政改革部理事兼 まちづくり戦略室理事	岸	野	行	男
教	育	長	笠	間	光	弘	しあわせ創造部 理 事	串	山	京	子
	がくり戦 丁長公望		保	井	太	郎	都市整備部理事	家	永		淳
総	务 部	長	古	谷		清	都市整備部理事	河	合	敦	巳
財政	改革音	『長	四至	巨本	直	秀	都市整備部理事	早	野	清	隆
しあわ	せ創造	部長	古	橋	重	和	財政改革部副理事兼財政課長	相	馬	進	祐

都市整備部長 木 下 研 一 教 育 次 長 廣 田 節 子 危機管理監 中 田 道 徳

○本会の書記は次のとおりであります。

議会事務局長 岸 本 保 裕 議会事務局課長代理 増 田 明

○会 期

平成27年9月1日から9月25日 (25日)

○会議録署名議員

7番 反保多喜男 8番 田島乾正

議事日程

日程1 議案第53号 専決処分の承認を求める件(平成27年度岬町一般会計補正予算 (第2次))

日程2 議案第54号 平成27年度岬町一般会計補正予算(第3次)の件

日程3 議案第55号 平成27年度岬町国民健康保険特別会計補正予算(第1次)の件

日程4 議案第56号 平成27年度岬町介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第 2次)の件

日程 5 議案第 5 7 号 平成 2 7 年度岬町深日財産区特別会計補正予算(第1次)の件

日程6 議案第58号 平成27年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算(第1次)の件

日程7 議案第59号 損害賠償の額の決定及び和解の件

日程8 議案第60号 岬町個人情報保護条例の一部を改正する件

日程9 議案第61号 岬町手数料条例の一部を改正する件

日程10 議案第62号 副町長の選任について同意を求める件

日程11 議案第63号 岬町教育委員会委員の任命について同意を求める件

日程12 議案第64号 岬町公平委員会委員の選任について同意を求める件

日程13 議案第65号 岬町公平委員会委員の選任について同意を求める件 日程14議案第66号 岬町公平委員会委員の選任について同意を求める件 日程15議案第67号 岬町(淡輪・深日・多奈川)地区財産区管理委員の選任について同 意を求める件 日程16 平成26年度成果報告・決算に関する説明 日程17 議案第68号 平成26年度岬町一般会計決算認定の件 日程18議案第69号 平成26年度岬町国民健康保険特別会計決算認定の件 日程19議案第70号 平成26年度岬町後期高齢者医療特別会計決算認定の 日程20 議案第71号 平成26年度岬町下水道事業特別会計決算認定の件 日程21 議案第72号 平成26年度岬町漁業集落排水事業特別会計決算認定の件 日程22 議案第73号 平成26年度岬町介護保険特別会計(保険事業勘定)決算認定の件 平成26年度岬町介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)決算 日程23議案第74号 認定の件 日程24 議案第75号 平成26年度岬町淡輪財産区特別会計決算認定の件 日程25 議案第76号 平成26年度岬町深日財産区特別会計決算認定の件 日程26 議案第77号 平成26年度岬町多奈川財産区特別会計決算認定の件 日程27議案第78号 平成26年度岬町水道事業会計決算認定の件 損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分の報告の件 日程28 報告第3号 日程29 報告第 4 号 平成26年度岬町健全化判断比率報告の件 日程30報告第5号 平成26年度岬町下水道事業特別会計資金不足比率報告の件 日程31 報告第6号 平成26年度岬町漁業集落排水事業特別会計資金不足比率報告の件

日程32 報告第7号 平成26年度岬町水道事業会計資金不足比率報告の件

(午前10時00分 開会)

○道工晴久議長 皆さん、おはようございます。

ただいまから、平成27年第3回岬町議会定例会2日目を開会します。

ただいまの時刻は、午前10時00分です。

本日、欠席の議員はございません。

出席者数が定足数に達しておりますので、本定例会は成立しました。

本定例会には町長以下の関係職員の出席を求めております。

これより、本日の会議を開きます。

○道工晴久議長 日程1、議案第53号、専決処分の承認を求める件(平成27年度岬町一般会計 補正予算(第2次))を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

財政改革部長、四至本直秀君。

○四至本財政改革部長 日程1、議案第53号、専決処分の承認を求める件(平成27年度岬町一般会計補正予算(第2次))につきましてご説明いたします。

本件につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、 同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

専決処分の理由といたしましては、先の台風11号による災害復旧に係る経費及び深日保育所を深日小学校に併設するための施設整備に係る設計整備について補正予算を調整し、議会の議決を得る必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により、平成27年7月21日付で専決処分を行ったものでございます。

次に、補正予算の内容につきまして説明いたします。

議案書1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額に最終歳出それぞれ823万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ79億31万6,000円とするものでございます。

2ページをご参照願います。第1表、歳入歳出予算補正をごらんください。まず、歳入予算の概要につきましてご説明いたします。なお、詳細につきましては4ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

本補正予算の編成に必要な財源といたしまして財政調整基金繰入金823万6,000円を計

上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきましてご説明いたします。2ページをご参照願います。なお、詳細につきましては、5ページ以降に記載しておりますので、あわせてご参照願います。

民生費につきましては、261万4,000円を計上いたしております。主な内容といたしましては、来年4月に深日保育所を深日小学校に併設することに伴い、保育所整備に係る併設工事 実施設計業務委託料を計上いたしております。

教育費につきましては、240万9,000円を計上いたしております。主な内容といたしま しては、保育所を併設するための小学校整備に係る併設工事実施設計業務委託料を計上いたして おります。

災害復旧費につきましては321万3,000円を計上いたしております。主な内容といたしましては、台風11号の被害により応急的に対応いたしました災害復旧工事及び今後、本格的に復旧工事を実施するための測量設計業務委託料を計上いたしたものでございます。

応急的な復旧工事といたしましては、西畑地区の林道藤谷線災害復旧工事5万円、町道西畑線及び岬海岸番川線災害復旧工事54万9,000円、深日地区の朝日川災害復旧工事129万6,000円をそれぞれ計上するとともに、今後の本格的な復旧工事を実施するための測量設計業務委託料といたしまして、西畑線17万7,000円、朝日川114万1,000円をそれぞれ計上するものでございます。

以上が補正予算の内容でございます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、本件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。田島乾正君。

○田島乾正議員 専決処分、これはいとまがないと。今の時代、議会を開くいとまがないと言う時代でもなし、やはり、皆さんマイカーも持ってるし、昔であったら、馬に乗ったり牛に乗ったり大変な時間かけて議場に来るんですけど、こう言う言葉、また一遍見直されたらいかがですか。 議会をするいとまがないと言う言葉、ずっと使われてるんですけど、国会においても、いろんなところで。

しかし、やはり議会開こうと思ったらいつでも開けると思いますんで、この部分についてちょっと指摘をしときたいのと、専決ですから、もう議会も専決を言われてますので、ああやこうや言うことは言えませんのですけども。

急を要するって、災害復旧等々については当然急を要することで、例えばインフルエンザがは やって、とりあえず緊急に予防接種をしないかんと、そう言う場合は当然、専決で緊急に使って いただいたらいいんですけども。

ただ、民生費、そして教育費、この部分については、やはり補正よりも、本来なら当初予算で 財源組み立てするんが、本当に誰が見てもなるほどなと言うのが本来の税の執行ですけども。中 身的に、私は知ってます。

と言うことで、緊急やむを得ないなと理解してますんで、これは反対ではございませんよ。しかし、余りにもこう言う文言を使って、当初予算をないがしろにするような補正予算を続けていただいたら、議会としても、それはちょっとあかんでと。

スタイル的、姿勢的な面について、今日質問させていただいたんですけども、当然、4月には オープンせないかんと、その事業をせないかんと言うことは十分理解してます。

しかし、これからはやはり当初予算を主軸に置いて、緊急やむを得ん場合は補正予算と言う方法を取っていただきたいと、かように思いますので、何も反対ではございませんので、私個人的にこう言う部分については、一つよろしく次の予算組みには気をつけてしていただきたいなと、かように思いますので、一応申し入れだけしておきます。

答弁は結構です。

- ○道工晴久議長 他に質疑ございませんか。中原 晶君。
- ○中原 晶議員 今、田島議員のほうから、専決の扱いについてご指摘があったところであります。 私も今回、専決処分と言う形にしなければならなかった理由についてお尋ねをしておきたいと思います。

私もやはり気になるところは、深日小学校、保育所併設工事の設計業務委託料にかかわることでありまして、事業の内容についても気がかりなこともありますので、7月21日専決と言うご報告を受けておりますけれども、本来であれば、臨時議会を開いてしっかりと内容についてご説明をいただくべきところであったと思うんですけれども、専決にしなければならなかった理由をこの場で確認をさせていただきたいと言うのが1点目であります。

それから、7月21日の専決と言うことでありますから、既に契約は行われているのかなと思 うんですけれど、契約はいつであったのか、もし行われていたとすれば。

それから、業務委託ですので、委託先についても、念のためお聞きをしておきたいと思います。 それから、本件につきまして、入札が行われたかどうかについてもこの機会にお聞きをしてお きたいと思います。 4点よろしくお願いします。

- ○道工晴久議長 理事者の答弁を求めます。古橋しあわせ創造部長。
- ○古橋しあわせ創造部長 ご質問にお答えいたします。

まず、専決理由でございますが、この深日保育所の深日小学校への併設につきましては、約2 年ほど前から内部で検討を始めていたところでございます。

そして、保育所、教育委員会それぞれに検討してまいりまして、本年5月に教育委員会の同意 が得られたことによりまして、来年4月の併設を目指して準備を進めることになったものでござ います。

このことから、限られた時間内で一定の工事期間を確保する必要があることから、早急に設計 に係る予算を確保する必要が生じたことから専決処分させていただいたものでございますので、 ご理解いただきたいと思います。

それと、契約でございますが、契約につきましては、7月24日、これは保育所のほうの設計 でございますが、7月24日に契約をいたしております。

契約の方法につきましては、先ほども申し上げましたとおり、一定の工事期間を確保する必要があることから、緊急的に随意契約により契約をいたしておりまして、委託業者につきましては、 株式会社壇建築計画事務所でございます。

以上でございます。

- ○道工晴久議長 中原 晶君。
- ○中原 晶議員 ただいまご説明をいただいて、契約はいつかと言うことに対して、保育所においては7月24日と言うお答えでありましたけれども、そのお答えからいいますと、学校管理費に係るほうの委託はまた別と言うふうになりますでしょうか。

そうでありましたら、答弁漏れと言うことになりますので、勘定に入れないでくださいね、私 の2回目の質問は。お答えください。

- ○道工晴久議長 廣田教育次長。
- ○廣田教育次長 教育委員会に係る契約についてご説明させていただきます。

学校教育のほうは、契約日が8月3日に随意契約により契約をさせていただいております。契約の相手は、 塩建築計画事務所でございます。

- ○道工晴久議長 中原 晶君。
- ○中原 晶議員 2回目の質問をさせていただきます。

今、緊急的にと言うことで随意契約を行われたと言うことが確認をされました。それで、随意

契約である場合は、その手続等についてもこの場で確認をさせていただいておきたいと思います。 岬町の契約規則によりますと、随意契約の場合は定められた手続等がありまして、その全ての 手続が厳正に踏まれているのかと言うことについて確認をしたいと思います。

一つは、随意契約の手続の中で、契約の発注見通しの公表であるとか、契約内容、相手方の決定方法、選定基準、申し込み方法等、また、契約締結されてますから、その後に契約金額、締結日、契約の相手方の名称、契約の相手方とした理由等について公表をすると言うことが書かれているわけなんですね。

公表の方法については、岬町のホームページに掲載する方法と言うことも一つ挙げられておりまして、私、そのホームページの中でうまく確認ができなかったものですから、どうやって見たらいいのかなと思いまして、この随意契約の手続について一つ確認をしたいと思います。

それから、随意契約においては、見積書の徴取等についても定めがございまして、2社以上から見積もりを徴すると言うのが原則と言うふうにされておりますけれども、大急ぎの場合、災害の発生なんかの場合は1社のみの見積書の徴取で足りるものとすると言うような例外措置も設けられておりますが、このあたりの随意契約の見積書の徴取は具体的にどのように行われたのか。その2点についてお聞きをしたいと思います。

- ○道工晴久議長 理事者の答弁を求めます。古橋しあわせ創造部長。
- ○古橋しあわせ創造部長 お答えいたします。

今回の委託の部分につきましては、本来であれば指名競争入札になろうかと思いますが、先ほども申し上げましたとおり、時間的な余裕のこともありまして緊急的に随意契約をしたと言うことで、地方自治法、また契約規則に定めております緊急な場合による随意契約と言うことでございます。

そして、この契約の壇建築計画事務所を選定した理由でございますが、一つは、多奈川保育所 併設の設計業務を受託しておりまして、保育所への改造等についての一定のノウハウを持ってい ること。また、深日小学校の耐震業務や耐震工事の実施設計を受託をしておりまして、小学校の 状況も把握をしていると言うこと。

それと、設計業務や監理業務で事務所等が繁忙な中で、設計技術者の人数を多く抱えていることから一定の余力も見込まれると言うこともございまして、金額につきましても他社と比較をして安価であったと言うこともございまして、このことを考慮し、株式会社壇建築計画事務所を選定したものでございます。

○道工晴久議長 理事者、答弁以上でいいんですか。古橋しあわせ創造部長。

○古橋しあわせ創造部長 答弁漏れがあったかと思います。

ホームページ等の公表につきましては、多分、入札を行った場合の公表等を書いてるのかなと 言うふうに記憶をしておりますが、随意契約の場合は公表と言うのはしてないと考えております。 〇道工晴久議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 ちょっと質問の回数が足りなさそうな感じですけど、最後の質問させていただきます。

今、お答えいただいた内容については、教育委員会も同じようなことと言うことであるのか。 しまったなと思って、2回目の質問で聞いておけばよかったのに。

この設計の随意契約は、予算としては二つに分けられているわけですけれども、設計としては 一体のものとして発注されたのかどうか。それぞれ保育行政の分野と教育行政の分野で別々に2 本の契約と言うことになっているのか、その契約の形についても改めて確認をさせていただきた いと思います。

それから、金額が他社より安価だったと言うお答えでありましたけれども、そのお答えから類 推するに、複数以上の見積書を徴したと受けとめていいのか、どうか。そこはきちんとお言葉で 確認をさせていただいておきたいと思います。

それからもう1点ですけれども、公表の問題で、私が先ほど申し上げましたのは、岬町契約規則の第29条の2に掲げられている文言でありまして、随意契約の手続と言う欄に書かれているものでございますので、その内容についてはまたご確認をいただいて、担当部局のほうでお答えをいただけるようであればお答えをいただきたいと思います。

もしも、時間的な猶予がないと言うことで専決も行われたわけですから、契約等についても繁忙な中作業をされたことと思いますから、おってこういった必要な作業をなされると言うことなら、それでいいんですけども、随意契約の手続として岬町が掲げている規則の中の決まりがきちんとなされているのかどうか。

また、現時点でなされていないとすれば、今後、きちんとなされるように勧告しておきたいと 思います。

以上です。よろしくお願いします。

- ○道工晴久議長 古橋しあわせ創造部長。
- ○古橋しあわせ創造部長 まず、契約でございますが、契約につきましては、先ほど、私または教育次長のほうからご答弁させていただきましたように、契約日が違いますので、それぞれ別の契約と言う形になってございます。

それと、見積書については、この契約業者ほか2社の見積もりを徴しておるところでございます。

- ○道工晴久議長 廣田教育次長。
- ○廣田教育次長 教育委員会におきましても、他社、2社の見積もりを徴しております。
- ○道工晴久議長 古谷総務部長。
- ○古谷総務部長 お答えいたします。

お尋ねの随意契約の手続の件で、公表の規定でございますけども、岬町契約規則では、施行令第167条の2第1項第3号及び第4号に規定する規則で定める手続はと言うことで規定しておりますので、今回は緊急の随意契約と言うことでございますので、施行令でいいます第167条の2第1項第5号に該当すると言う解釈で考えております。

- ○道工晴久議長 他に質疑ございませんか。竹原伸晃君。
- ○竹原伸晃議員 私も、専決と言うことに関しまして、全体の事業費予算がうん千万円と言う中、 先行して専決で、入り口のところを専決でされてしまうと、この後の事業と言うのを審議するの に、これはありきの事業になってしまうと言うことで、とても危惧しておるところでございます。 最初のときから、議会で審議できるようにしていただきたいなと言うふうに、また申し入れて おきますけども、私がちょっと知りたいことは、この深日保育所の深日小学校へ併設について何 度か説明会と言うのを開かれておると思います。それが職員向けであったり、保護者向けであっ たりすると思います。

その内容を聞いていないところもありまして、議会議員が行っても入れてもらえなかったと言う話も聞いておりますし、その辺の説明会の雰囲気を一度披瀝していただきたいな、このように思います。よろしくお願いします。

- ○道工晴久議長 古橋しあわせ創造部長。
- ○古橋しあわせ創造部長 説明会等につきましては、保育所のほう、それと小学校のほうと二つに 別かれてやっておりますので、まず保育所のほうからでございます。

保育所の保護者とは、平成26年2月3日と3月26日に意見交換会を実施をしまして、その 中では反対と言う強硬な意見はございませんでした。

また、併設についての教育委員会の同意を得た後、新しく保育所に入所させている保護者もございますので、本年7月18日に説明会を実施をしたところでございます。

その中では、園庭とか小学校の子どもとの接触によるけが等を心配される声もあったのですが、 初めての方かなと思いますけども、突然の感もあるけれども、反対ではないと言うご意見もいた だいているところではございます。

- ○道工晴久議長 廣田教育次長。
- ○廣田教育次長 教育委員会におきまして、深日小学校と深日保育所の併設の問題につきましては、 平成24年度から学校への説明を始めております。

平成25年度、平成26年度を経過いたしまして、平成26年度にはPTA対象、もちろん教職員対象の打ち合わせも行ってきた次第です。

平成27年度に入りまして、5月に教育委員会で承認をいただいたことで、改めて6月に教職員向けの説明会を開催いたしました。その中では、保育所の保護者の方が車で送迎されることについての子どもたちの安全についての問題でありますとか、運動場が狭くなるんじゃないかとかと言う意見をいただいておりました。

7月に入りましてから、8日にPTAの常任委員会への説明会をさせていただいております。 その中では、自分たちだけでは決定はしにくいと言うお話でしたので、全体向けの保護者説明会 を7月16日に開催いたしました。

ですが、出席状況が余りよくなくて、30名ほど保護者の方が参加していただきましたが、PTAの役員さんが10名弱占めておりましたので、初めて参加される方が20名程度だったと言うことで、再度説明会を開催してほしいと言うPTAの役員さんの意向を受けまして、8月5日に改めて保護者向けの説明会を開催いたしました。

その段階では案内状を出させていただくときに、教育委員会から保育所併設に向けての考え方、小学校を将来どうしていきたいかと言うことについて文書をつけて配布をさせていただきましたが、当日の参加者は18名ほどでありました。そのうちの役員さんが11名を占めておられて、余り関心を持っておられないのかどうなのかと言うところでしたけれども、案内状を出させていただいての説明会の参加者が18名、初めて参加される方が7名程度でしたので、ご理解をいただけているものと判断しております。

- ○道工晴久議長 竹原伸晃君。
- ○竹原伸晃議員 ただいまの説明を聞き、丁寧に各保育所、小学校のほうで説明会を行っていて、また、内容について関心がないと言うよりか、時代の流れなんで、そう言うものだろうと言う理解のもと出席者が少なかったんかなとも思いますし、今日の答弁を聞きましてある程度納得できたところがございますので、こう言うような説明会をきちっと行っていると言うことをまたどこかで聞きたかったなとは思いつつ、この場で聞けてよかったなと思います。

以上です。

- ○道工晴久議長 他に質疑ございませんか。奥野 学君。
- ○奥野 学議員 河川の災害復旧費について確認させていただきます。

朝日川の河川改修と言うご説明ありましたが、どの程度の災害があったのか説明をいただきたいのと、設計業務委託料が114万2,000円、復旧工事が129万6,000円と言うことで、同程度の予算を計上されてるんですけれども、工事内容の割りには設計費がちょっと割高みたいな感じが、素人ですけれどするんですけれども、工事内容的に複雑な設計になっているのか、その辺も説明をお願いしたいと思います。

- ○道工晴久議長 木下都市整備部長。
- ○木下都市整備部長 お答えさせていただきます。

まず、予算に計上されております河川災害復旧費でございますが、これは去る7月16日の台 風の大雨により朝日川の護岸が崩れまして、素早く土砂をどけ、崩れないように仮設的に大型土 のう積みをした応急復旧工事として129万6,000円を計上させていただいているものでご ざいます。

次に、測量設計委託料114万1,000円の部分ですが、これにつきましては災害復旧工事で、応急復旧の後、護岸を復旧するための工事発注するための測量設計の委託になってございます。

復旧に当たりましては、右岸側が約24メートルほどでございまして、ブロック積み高さ2メートル、左岸側は約15メートルブロック積みで高さ2メートルほどとなってございます。

これにつきましては、災害の復旧の査定後、12月に補正予算計上させていただく予定でおります。

以上です。

○道工晴久議長 他に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 ないようでございますので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 討論がないようですので、これで討論を終わります。

これより、議案第53号、専決処分の承認を求める件(平成27年度岬町一般会計補正予算 (第2次))を起立により採決します。

本件は原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○道工晴久議長 満場一致であります。よって、議案第53号は承認することに決定しました。

○道工晴久議長 日程2、議案第54号、平成27年度岬町一般会計補正予算(第3次)を議題と します。

本件について提案理由の説明を求めます。財政改革部長、四至本直秀君。

○四至本財政改革部長 日程2、議案第54号、平成27年度岬町一般会計補正予算(第3次)の件につきまして、その概要を説明いたします。

内閣府が8月17日に速報値として公表いたしました平成27年4月期から6月期の国内総生産 (GDP) の物価変動を除いた実質値は、年率換算で1.6%のマイナス成長となっております。落ち込みは一時と言う見方がある一方、GDPの6割を占める個人消費と輸出が振るわず、食料品の値上げによる消費者心理の悪化により景気回復の足取りが鈍っていると言うことが鮮明となっております。

これらの景気値の動向につきましては、地域経済への大きな影響を与えることから、今後の動きについても十分に注意していく必要があると考えております。

さて、本町におきましても、財政状況は依然として厳しい状況にあることから、今般の補正予算につきましては緊急性の高い経費を中心に編成いたしております。

それでは、議案書の1ページをご参照願います。歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ1億1, 286万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ80億1,317万7, 000円とするものでございます。

2ページをご参照願います。第1表、歳入歳出予算補正をごらんください。まず、歳入予算の概要について説明いたします。なお、詳細につきましては9ページから12ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

分担金及び負担金といたしましては、淡輪地区内の西陵古墳や深日地区内の弥勒上池などの改修に伴い、水利組合や土地改良区からの農業施設改良事業分担金115万円を計上いたしております。

使用料及び手数料につきましては、本年10月から始まる、いわゆるマイナンバー制度に係る 通知カードや個人番号カードに係る再交付手数料1万8,000円を計上いたしております。

国庫支出金につきましては、665万3,000円を計上いたしております。主な内容といた

しましては、障がいのある児童の放課後デイサービスの利用に伴う障害児入所給付費等国庫負担 金70万円、消防法の改正に伴い、新たにスプリンクラー設備の整備が義務づけされました在宅 生活を支援する小規模多機能型施設を運営する居宅介護事業者に対する地域介護福祉空間整備等 交付金502万2,000円を計上いたしております。

府補助金につきましては、55万9,000円を計上いたしております。主な内容といたしましては、先ほど国庫支出金で説明いたしました障がいのある児童の放課後のデイサービスの利用に伴う障害児入所給付費等府費負担金35万円。また、この放課後デイサービスの利用に伴い児童発達支援運営費補助金相当分について補助を行う新子育て支援交付金乳幼児医療助成等14万円をそれぞれ計上いたしております。

寄附金につきましては、淡輪小学校の図書購入に充当するための指定寄附金10万円を計上いたしております。

繰入金につきましては、3,076万1,000円を計上いたしております。主な内容といたしましては、深日財産区特別会計繰入金といたしまして、深日小学校、保育所併設事業の実施に伴う小学校整備費分及び保育所整備分を合わせて2,486万7,000円。また、多奈川財産区特別会計繰入金といたしまして、多奈川地区内の中集会所改修に係る設計業務及び朝日会館下水道接続に係る改修工事相当額467万7,000円を計上いたしております。

3ページをご参照願います。繰越金につきましては、本補正予算編成に必要な財源といたしまして平成26年度決算確定に伴う前年度繰越金2,538万9,000円を計上いたしております。

諸収入につきましては、平成25年度に児童遊園の遊具による事故により児童が負傷したことに伴う総合賠償補償保険金78万円、マスコットキャラクターグッズ売払収入5万1,000円、合計で83万1,000円を計上いたしております。

町債につきましては、深日小学校、保育所併設事業の実施に伴う保育所整備事業債4,230万円、淡輪火葬場駐車場用地買収に伴う火葬場整備事業債510万円、合計で4,740万円を計上しております。

次に、歳出予算の概要についてご説明いたします。 4ページをご参照願います。 なお、詳細に つきましては、13ページ以降に記載しておりますので、あわせてご参照願います。

総務費では969万3,000円を計上いたしております。主な内容といたしましては、集会所整備事業といたしまして多奈川地区中集会所改修に伴う設計業務委託料及び測量登記委託料405万7,000円、朝日会館の下水道接続に係る改修工事62万円、合計で467万7,00

0円。

個人住民税、法人町民税の還付や固定資産税の賦課更正に伴う町税過誤納償還金287万2, 000円をそれぞれ計上いたしております。

民生費につきましては、6,586万9,000円を計上いたしております。主な内容といたしましては、消防法の改正に伴い新たに小規模多機能型の居宅介護事業者に義務づけられましたスプリンクラー設備の設置に係る整備事業補助金502万2,000円、深日保育所、深日小学校併設に伴う保育所整備に係る工事費をはじめ、遊具等の備品購入費、設備等の移設や運搬費などを合わせまして5,175万1,000円を計上いたしております。

衛生費につきましては、淡輪火葬場駐車場用地買収費686万円、同火葬場待合棟のエアコン 更新95万6,000円、合計で781万6,000円を計上いたしております。

農林水産業費につきましては、淡輪地区内の西陵古墳の桶柱取りかえや深日地区内のみろく上池、下池、流谷池の余水吐の改修に係るため池改修工事230万2,000円、多奈川西畑地区内の林道藤谷線改修工事152万3,000円、合計で382万5,000円を計上いたしております。

商工費につきましては313万6,000円を計上いたしております。主な内容といたしましては、海釣り公園とっとパーク小島の道の駅に係る日常清掃や警備などの管理委託料8万2,00円、腐食等による手すりや支柱の取りかえなどのための海釣り公園整備工事300万円をそれぞれ計上いたしております。

教育費につきましては2,215万4,000円を計上いたしております。主な内容といたしましては、先の民生費で説明いたしました深日小学校、深日保育所の併設に伴う小学校整備に係る工事費をはじめ、空調機等の備品購入費や教室間の移動に伴う備品の運搬費用などを合わせて2,017万9,000円のほか、多奈川小学校給水管改修工事費115万6,000円をそれぞれ計上いたしております。

5ページをご参照願います。災害復旧費につきましては、台風11号の被害による淡輪地区内の林道ガンギ谷線災害復旧工事36万8,000円を計上いたしております。

続いて、6ページをご参照願います。第2表、地方債補正をごらんください。

深日小学校に深日保育所を併設するための保育所整備事業の実施に伴い、起債の限度額を4, 230万円として新たに追加するとともに、淡輪火葬場駐車場用地を買収するための火葬場整備 事業の実施に伴い、起債の限度額をこれまでの520万円から1,030万円と変更するもので ございます。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましてはごらんのとおりとなっており ます。

以上が補正予算の概要でございます。

なお、本件につきましては総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託の予定でありますが、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。和田勝弘君。

- ○和田勝弘議員 17ページの学校の分ですが、小学校備品の運搬委託料、これは深日の改造になるんか、どこの小学校になるんか。ほかのとこに書いてるんか知りませんけど、17ページには書いてませんので、どこの小学校になるのかな。
- ○道工晴久議長 廣田教育次長。
- ○廣田教育次長 和田議員のご質問の小学校備品等運搬業務委託料ですけれども、今回、計上させていただいておりますのは、深日小学校へ深日保育所併設に伴い教室の移動が発生いたしましたので、その運搬手数料になっております。
- ○道工晴久議長 他にございませんか。 田島乾正君。
- ○田島乾正議員 大綱的な質疑、私、この質疑する委員会に所属してませんので、この場でちょっと確認だけしたいと思います。

農業費の部分で、16ページの部分で、先ほど説明いただいたため池改修工事、これ説明はいただきまして、どの部分やと言うことはわかりました。

ただ、ため池と言うのは改修するのは大体何年に一度か、私、農家でないのでわかりませんので、ため池を改修する必要性、やっぱり水をどうしても必要とする理由、この部分、ちょっと。 工事金額とかそんなん度外視して、なぜため池を改修するんやと言うことを一応担当課としてご答弁願いたいと思います。

- ○道工晴久議長 木下都市整備部長。
- ○木下都市整備部長 お答えさせていただきます。

ため池の機能としましては、水をためて農地へ用水を供給する機能と、もう一つ、防災上、外 へ溢れると災害とか被害が生じる形になりますから、今回、工事させていただくのは、防災対策 を兼ねているところもございまして、余水吐きの改修になってございます。

もう1点、樋門の部分がぐあいが悪くて、老朽化による部分を改修させていただくところでご ざいます。

- ○道工晴久議長 田島乾正君。
- ○田島乾正議員 それは、当然、やはり農政問題から言えば、ぜひともため池と言うのは改修して、 やはり、ここ岬町の作物を育てたりするに当たってぜひとも必要なため池ですね。それを行政側 もそう言うぐあいにいろいろ援助して、そう言うことをせないかんので、過日の私の質問で、た め池二つもなくしてしもたと。今回はため池の補修をすると。何か、私今日聞いてて整合性がな いなと、個人的な意見言うてるんですよ。

と言うことで、一つ勉強のために、後で結構です、私個人宛にため池の数、岬町にどれだけの ため池あるかと。そして、実際、そのため池の水利権は何カ所の水利権があって、耕作者がどの 程度その水利を利用してるか、これの資料を私、欲しいんですわ。

なぜかと言うと、私も議員活動で農政問題もちょっと把握せないかんし、その分、後で結構で す、急ぎません。資料を私、個人に欲しいなと、これは要望しときます。

ため池と言うのは大変大切であり、治水も灌漑もしますんで、それの大きな池が孝子の逢帰ダムですね。あれもため池として供給して、給水もしてますんで。あの池もちょっと危ないような感じですけど、大阪府の部分でいろいろ補修していただいて安心・安全と言う札をもらいましたので、やっぱり、小さくてもため池と言うのは下の民家とか、そう言うふうな部分が災害に遭う恐れがありますので、岬町に何カ所ため池があって、そのため池はどんだけ用を供しているか。用を供してないため池は幾らあるか。そして、そのため池の水利権と言うのはどの程度まだ権利があるか、その部分について大変忙しい作業になりますけど、慌てません、一つ資料頂戴。これ、この場で要求しときます。

最後、商工費。私も所属してませんので、商工費で、先ほど海釣り公園の整備工事300万円、これ説明いただいたんですけれども、ただ、資料がなかったら、どの部分の300万円の工事やと言うことがわかりませんねん。私、ああ言う大きな土取り跡の桟橋の部分について入ったことないので、外側から見てる限り、どの部分が危険であるために工事するんか。本体が傷んでるんか、それとも附帯する施設が傷んでるんか。

これは、恐らくメンテナンスと言うのは10年スパンで考えてると思うんです。その10年ス

パンで大体1億円以上のメンテナンス料が要ると私は聞き及んでます。ですから、その10年後のメンテナンス料をためんと、こんなんちょこちょこ整備ばっかり言うたら、最後の大きなメンテナンスするようになったらお金が足りるんか。その基金で十分か。

きのう質問させていただいた売り上げからの500万円、700万円の部分で、基金で10年後、本当にメンテナンスできるんかと。小さい整備ばっかりしてるでしょう、私知ってる限り。 休憩所つくった、そして、この部分すると。

どんどん町の施設がメンテナンスで結構膨らんでくると思うんですよ。やっぱり、収益あってメンテナンスするんであって、そんなもの、結局、負の遺産と言う考えは私は困りますんで、この部分、どのような部分をどのようなあれで修理するか、もう一度ちょっと説明してほしいんですけどね。私、委員でないので、この場で。

- ○道工晴久議長 木下都市整備部長。
- ○木下都市整備部長 お答えさせていただきます。

まず、工事する箇所になりますが、釣り桟橋の部分の手すりの補修64カ所と、それから釣り 桟橋で利用者の方が歩行される部分がございますが、そこにゴムマットを敷いているんですが、 それがかなり老朽化しまして、破れたりはげたりとか、そう言う部分について補修させていただ く予算になってございます。

議員ご指摘の、10年スパンのメンテナンス、大規模修繕のことを言っていただいているとは 思うのですけど、この部分につきましては基金として積み立てさせていただいており、今回、計 上させていただいているのは、やはり危険といいますか、日常的にさびが出たりとかする部分が 出てきます。

それで、どうしても利用者に危険な部分と言うのは早急にやってあげないと、利用者に危険な 部分については対応していかないといけないと考えてございまして、今回、要求させていただく のは、利用者の安全を確保する上で補修をさせていただくと言う部分になってございます。

- ○道工晴久議長 田島乾正君。
- ○田島乾正議員 冒頭での説明で半分理解しました。

この修理に関して、業者からの申し入れで修理しますと言う話と解してよろしいんですね。でないと、業者からこう言う修理したいと言う申し入れがあったと思うんですけども、それに対して、担当課として現場へ行きましたか。現場へ行って見ましたか。その部分についてお聞きしたいし、現場を見て、木下部長は技術屋やからわかると思うんですけども、指定管理者の申し入れ、そして、その工事にかかわる専門的な知識のある方の申し入れがあったのか。

結局、全然ずぶの素人の、業種によったら、やはり建物専門、いろんな特殊なトンネル掘る専門と業者がありますわな。その業者の確認もしたんでしょうかな。その部分について、ちょっと教えてください。工事内容、工事業種について。

- ○道工晴久議長 木下都市整備部長。
- ○木下都市整備部長 お答えさせていただきます。

指定管理者のほうからお話がございまして、利用者にかなり危険な状況であると。

日常的な補修については指定管理者さんのほうでやっていただいているのですが、今回の場合 につきましては申し入れがあって、私も担当もですが、現地のほうに出向かせていただきまして、 申し入れされている箇所について確認させていただいた状況でございます。

- ○道工晴久議長 田島乾正君。
- ○田島乾正議員 業者はわかってるんですか。
- ○道工晴久議長 木下都市整備部長。
- ○木下都市整備部長 業者のほうにつきましては、指定管理者のほうの専門的な塗装をやっている 業者になるのですけれども、そちらの意見としては、参考にさせていただいて、基本的には当方 のほうで確認させていただいたと言う状況でございます。
- ○道工晴久議長 田島乾正君。
- ○田島乾正議員 最後になりますんで、と言うことで、やっぱり発注するんは岬町であって、業者 が発注するべきものでないと思いますんで、そう言う口添えで町が発注したと、そう言うご答弁 いただきましたので。

ぶっちゃけ、64カ所の腐食と言うのは、釣り公園全体が腐食してると思うんです。これから どんどんしていかなあかんと思うんですわ。そやから、総見直しも一つ考えていただかないと、 毎度毎度64カ所、次は50カ所してたら、お金幾らあっても足りませんので、一つ、大々的な 検討も考えていただいて。

今日まで、私、最初、釣り公園について、運営できるんか、できないかという、昔に、質問したことあるんですわ、某部長のときに。それで、赤字出ません言うたんですわ。赤字出ません言うから、信用して私もやむを得ず賛成したわけです。赤字出るんやったら反対です。赤字出たら一般会計で補填したらあかんよって明言してます。議事録見てもうたらわかりますんで。

赤字は出したらあかんでと、なるべく赤字の額少なくしてなと。もし、出た場合は赤字補填は 一般会計、許さんよと僕言うてるんです、個人的に。ですから、今言うた話も恐らく連動してま すんで、大事な施設をいかに長もちさすという知恵を出していただきたいなと思いますんで。 はっきり申しまして、私、資料請求したいのは、開園当時から今日に至るまで、このような工事が何回あって、どのぐらいの金額を費やしたかと言うことも資料として請求しときますので、 議長、一つよろしくお願いします。

- ○道工晴久議長 田島議員に申し上げます。事業委員会資料のところに修繕箇所等の資料が載って おりますので、それをまた見ていただきたいと思います。
- ○田島乾正議員 委員会は委員会でやっていただかないと、私は私で大綱的な資料請求しましたんで、目の前に委員長おりますけど、私は委員会でなく個人的に資料いただきたいと、かように思います。
- ○道工晴久議長 一つ資料よろしく。できますれば、全議員に配っていただきますようにお願いしときます。

他に質疑ございませんか。中原 晶君。

- ○中原 晶議員 今、田島議員の質疑をお聞きしていて、1点だけ確認をさせていただきたいんですが、海釣り公園の整備工事のことで、この工事の発注は町が行うと言うことでよろしいんですね。その1点だけ確認させてください。
- ○道工晴久議長 木下都市整備部長。
- ○木下都市整備部長 お答えさせていただきます。町のほうで発注するものでございます。
- ○道工晴久議長 他に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております平成27年度岬町一般会計補正予算(第3次)の件については会議規則第39条第1項の規定により、総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、本件については総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託することに決定しました。

[○]道工晴久議長 日程3、議案第55号、平成27年度岬町国民健康保険特別会計補正予算(第1 次)の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 日程3、議案第55号、平成27年度岬町国民健康保険特別会計補正予 算(第1次)の件につきましてご説明いたします。

本補正予算につきましては、前年度の医療費等の確定による国庫負担金等の精算に伴う返還金及び児童遊園公園遊具による事故に係る損害賠償保険金について編成をいたしております。

議案書の1ページをお開きください。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,133万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億2,831万6,000円とするものでございます。

歳入予算の概要についてご説明いたします。議案書の2ページをご参照ください。なお、詳細 につきましては4ページをあわせてご参照願います。

まず、国民健康保険料につきましては、児童遊園公園遊具による事故に係る損害賠償保険金が 歳入されることに伴い、一般被保険者国民健康保険料を83万3,000円減額計上いたしてお ります。

次に、繰越金といたしまして、前年度繰越金5,133万6,000円を計上いたしております。

次に、諸収入につきましては、一般被保険者第三者納付金として83万3,000円を計上いたしております。内容といたしましては、児童遊園公園遊具事故により医療機関に支払いました 国民健康保険医療費に係る損害賠償保険金でございます。

続きまして、歳出予算の概要についてご説明させていただきます。議案書は同じく2ページを、 詳細につきましては5ページをご参照願います。

諸支出金、償還金及び還付加算金として5,133万6,000円を計上いたしております。 内容といたしましては、前年度の医療費及び特定健康診査等の費用の確定に伴う国、府及び支払 基金に対する精算返還金でございます。

以上が補正予算の概要でございます。

本件につきましては、厚生委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決 賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については厚生委員会に付託の予定でありますが、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております平成27年度岬町国民健康保険特別会計補正予算(第1次)の 件については会議規則第39条第1項の規定により、厚生委員会に付託したいと思います。これ にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、本件については厚生委員会に付託することに決定しました。

○道工晴久議長 日程4、議案第56号、平成27年度岬町介護保険特別会計(保険事業勘定)補 正予算(第2次)の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 日程4、議案第56号、平成27年度岬町介護保険特別会計(保険事業 勘定)補正予算(第2次)の件についてご説明いたします。

本補正予算につきましては、前年度の介護給付費等の確定に伴う国、府及び支払基金への負担金等の精算返還金及び前年度の余剰金の処理について編成をいたしております。

議案書の1ページをお開きください。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,921万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億1,580万4,000円とするものでございます。

歳入予算の概要につきましてご説明いたします。議案書の2ページをご参照ください。なお、 詳細につきましては4ページに記載をいたしておりますのであわせてご参照願います。

歳入につきましては、繰越金として前年度繰越金5,921万4,000円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきましてご説明いたします。議案書は同じく2ページを、詳細につきましては5ページをご参照いただきたいと思います。

まず、諸支出金、償還金及び還付加算金として3,480万2,000円を計上いたしております。内容といたしましては、前年度の介護給付費及び地域支援事業費の確定に伴う国、府及び

支払基金に対する精算返還金でございます。

続きまして、基金積立金として2,441万2,000円を計上いたしております。内容といたしましては、前年度の給付費の確定に伴い、その余剰金を基金に積み立てるものでございます。 以上が補正予算の概要でございます。

本件につきましては、厚生委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決 賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については厚生委員会に付託の予定でありますが、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております平成27年度岬町介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第2次)の件については会議規則第39条第1項の規定により、厚生委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、本件については厚生委員会に付託することに決定しました。

○道工晴久議長 日程5、議案第57号、平成27年度岬町深日財産区特別会計補正予算(第1次)の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。総務部長、古谷清君。

○古谷総務部長 日程5、議案第57号、平成27年度岬町深日財産区特別会計補正予算(第1次)の件について説明をさせていただきます。

議案書の1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,486万7,000円を追加し、歳入歳出予算の 総額を歳入歳出それぞれ1億408万8,000円とするものでございます。 歳入予算の概要について説明いたします。2ページの第1表、歳入歳出予算補正をご参照願います。なお、詳細につきましては4ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。 本補正予算の編成に必要な財源といたしまして、深日地区財産区基金繰入金2,486万7,000円を計上しております。

次に、歳出予算の概要について説明いたします。同様に2ページをご参照願います。また、詳細につきましては4ページに記載しておりますので、あわせてご参照願いたいと思います。

一般会計繰出金といたしまして、深日小学校への保育所併設事業の実施に伴う小学校整備費分 及び保育所整備費分を合わせて2,486万7,000円を計上いたしております。

以上が補正予算の概要でございます。

なお、本件につきましては総務文教委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の 上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については総務文教委員会に付託の予定でありますが、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております平成27年度岬町深日財産区特別会計補正予算(第1次)の件については会議規則第39条第1項の規定により、総務文教委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、本件については総務文教委員会に付託することに決定しました。

○道工晴久議長 日程6、議案第58号、平成27年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算(第1次)の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。総務部長、古谷清君。

○古谷総務部長 日程6、議案第58号、平成27年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算(第1次)の件について説明をさせていただきます。

議案書の1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ467万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,546万4,000円とするものでございます。

歳入予算の概要について説明いたします。 2ページをご参照願います。なお、詳細につきましては4ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

本補正予算の編成に必要な財源といたしまして、多奈川地区財産区基金繰入金467万7,000円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要について説明いたします。同様に2ページをご参照願います。また、詳細につきましては4ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

一般会計繰出金といたしまして、多奈川地区内の中集会所改修に伴う設計業務委託料、それと 測量登記委託料、さらに朝日会館下水道接続に伴う改修工事費相当額、合計で467万7,00 0円を計上しているものでございます。

以上が補正予算の概要でございます。

なお、本件につきましては総務文教委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の 上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については総務文教委員会に付託の予定でありますが、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております平成27年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算(第1次)の件については会議規則第39条第1項の規定により、総務文教委員会に付託したいと思います。 これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

- ○道工晴久議長 日程7、議案第59号、損害賠償の額の決定及び和解の件を議題とします。 本件について提案理由の説明を求めます。しあわせ創造部長、古橋重和君。
- ○古橋しあわせ創造部長 日程7、議案第59号、損害賠償の額の決定及び和解の件につきまして ご説明いたします。

提案理由といたしましては、一番下に記載のとおり、小田平(F)児童遊園において発生した 公園遊具事故に係る損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法第96条第1項第12号 及び第13号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

損害賠償及び和解の相手方は、住所、岬町深日1873番地の10の2、相手方は受傷女児、 南七海さんの親権者である南恵里さんでございます。

損害賠償の額は209万9,938円でございます。

事故の概要につきましては、平成25年4月12日、保健センター横にございます小田平 (F) 児童遊園において、当時、小学校6年生の女児がブランコに乗り遊んでいたところ、ブランコの座板が外れたことにより体が前方に投げ出され、前に設置をされている鉄柵に衝突し受傷したものでございます。

なお、けがにつきましては、上腕骨の頸部骨折、また右橈骨遠位端骨折、右環指亀裂骨折、また、右手部等の打撲で入院を要する非常に大きなけがでございました。

次に、損害賠償の内容についてご説明させていただきます。議案書とあわせて送付をいたして おります参考資料をごらん願います。

まず、損害賠償の考え方といたしましては、医療費及び、医療に伴う諸雑費につきましては費用の全額を、また、賠償金につきましては損害保険会社の算定額に傷跡除去費用として30万円を加算した額といたしております。

次に、賠償額の内容につきましては、表に整理をいたしております。左側に賠償額、右側に損害保険の査定額及び賠償額との差し引きを記載をいたしております。

先ほどの賠償の考え方に基づき、医療費につきましては、その全額となる103万7,708 円を補償するとともに、全額損害保険の対象となります。

また、賠償金につきましては、損害保険会社の算定額に傷跡除去費用30万円を加算した10 6万2,230円で、医療費と合わせた賠償額合計は209万9,938円でございます。 次に、本議会に提案させていただいております補正予算との関係について説明をさせていただ きたいと思います。

この事故では、既に平成25年度、平成26年度において損害保険会社が医療機関に直接支払った医療費、また、ひとり親医療及び国保が負担した医療費につきましては、本予算には反映できないことから、この金額を除いて調整をいたしております。

一般会計では、歳入として、既にひとり親医療費として支払っている医療費の額及び相手方に 支払う賠償金のうち、損害保険対象となる額を計上いたしておりまして、ひとり親医療費は既に 支払い済みであることから、支出の計上はございません。

次に、歳出では、相手方に支払う賠償金について計上をいたしております。

次に、国民健康保険特別会計では、歳入として既に国保医療費として支払っている医療費の額を計上いたしております。

なお、当該会計につきましては、歳出において、医療費については既に医療機関に支払っていることから、歳出の計上はございません。

下の表につきましては、一般会計及び国民健康保険特別会計の補正予算に既に支払い済みの額 を加算することにより合計欄の歳入合計額と上の表の損害保険算定額とが、また、歳出合計額に つきましては、上の表の賠償額とが一致することを確認できる資料としてお示しをいたしたもの でございます。

説明は以上でございます。

本件は厚生委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については厚生委員会に付託の予定でありますが、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております損害賠償の額の決定及び和解の件については会議規則第39条 第1項の規定により、厚生委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。 ○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、本件については厚生委員会に付託することに決定しました。

○道工晴久議長 日程8、議案第60号、岬町個人情報保護条例の一部を改正する件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。企画政策監、西啓介君。

○西企画政策監 日程8、議案第60号、岬町個人情報保護条例の一部を改正する件についてご説明をさせていただきます。

提案理由といたしましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)により設けられる特定個人情報の適切な取り扱いを定めるため、本条例に所要の改正を行うものでございます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法、本条例におきましては番号法と略させていただきますが、平成25年5月に制定、公布され、本年10月から個人番号の通知が開始され、平成28年1月から個人番号の利用が開始されることとなります。

番号法では、個人番号が付された個人情報については一般の個人情報よりもより厳格な保護措置を講ずることとしており、番号法で直接保護措置を規定するほか、地方公共団体に対し、番号法の趣旨を踏まえ、必要な措置を講ずることを求めております。

本町では、個人情報保護条例で個人情報の保護を規定しておりますが、現行の条例には個人情報に含まれる特定個人情報等の規定がないことから、番号法その他関係法令の規定の趣旨、内容等を踏まえて必要な規定の整備を行うものでございます。

それでは、改正内容についてご説明申し上げます。議案書の裏面並びに新旧対照表もあわせて ご参照ください。

改正内容といたしまして、第2条で用語の定義を規定しております。

第3号の個人情報につきましては、個人情報をより厳格に規定するため、他の情報と照合することで、特定の個人を識別することができるものを位置づけ、適用除外とされていた法人等の役員、個人事業者の情報についても特定個人情報については個人情報として取り扱うことを規定するものでございます。あわせて、第5号の特定個人情報、第6号の情報提供等記録、第7号の特

定個人情報ファイルにつきまして、番号法の定義に基づき用語を定義するものでございます。

第7条第1項の改正は、個人情報の利用及び提供の制限について特定個人情報をより厳格に運用するため、一般の個人情報と分けるものでございます。

第7条の2は、特定個人情報の利用及び提供の制限について定めるものでございます。番号法の規定により、国の行政機関等においては、特定個人情報の目的外利用については通常の個人情報よりもさらに厳格に制限し、また、情報提供等記録については目的外利用を一切禁止していることから、本条においても番号法と同様に規定するものでございます。

第1項では、特定個人情報取り扱い事務の目的外に特定個人情報を利用し、番号法第19条の 規定による場合を除き当該実施機関以外のものに提供することができないことを規定するもので ございます。

第2項では、個人の生命、身体、または財産の保護が必要な場合で、本人の同意があり、また は本人の同意を得ることが困難であるときは、目的以外に特定個人情報を利用することができる ことを規定するものでございます。なお、この場合においても、情報提供等記録については番号 法と同様に目的外利用を認めないこととしております。

第3項は、通信回線により結合された電子計算機による不正アクセス等による危険性に鑑み、 実施機関以外のものへのオンライン結合による特定個人情報の提供を禁止することを定めたもの でございます。

第10条及び第14条の改正は、番号法で特定個人情報の開示を請求できるものに本人の委任 による代理人が加えられていることから、同様の改正を行うものでございます。

第18条第3項の改正は、個人情報の訂正時の通知を定めたものでございます。番号法では、 情報提供等記録を訂正した場合は、必要に応じて総務大臣及び情報照会者等に通知することとし ていることから、本条例においても同様に規定するものでございます。

第18条の2の改正は、個人情報の利用停止等の請求事由について定めたものでございます。 番号法では、情報提供等記録を除く特定個人情報の利用停止等の請求をすることができる事由を 定めておりますので、同様に規定するものでございます。

改正前の条例では、第18条の2で削除の請求、第18条の3で利用停止の請求を明記しておりましたが、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律では一つの条文となっていることから取りまとめを行い、第18条の3を削っております。

第1項では、条例や番号法に違反して収集、利用、保管がされているときには、当該情報の利用の停止、または消去。条例や番号法に提供されるときには当該情報の提供の停止を請求するこ

とができることを規定しております。

第2号の規定は、削った第18条の3第2項の利用提供の一時停止の規定を移行し、元の第2項の規定を第3項と改めたものでございます。

第19条の改正は、条項の移動に伴う引用条項の改正を行ったものでございます。

第41条の改正は、他の制度との調整の除外の項目を定めるものでございます。条例では、他の制度による開示が定められている場合には同一の方法による開示は行わないこととする調整規定を設けておりますが、特定個人情報については情報提供等記録開示システムによる開示が予定されており、条例による開示の実施を重ねて行う必要があるため、特定個人情報についてはこの調整規定の適用除外とするものでございます。

附則といたしまして、施行期日を定めるもので、番号法の施行にあわせて、この条例は平成27年10月5日から施行するものでございますが、番号法では特定個人情報の利用に関する規定が平成28年1月1日から施行されるため、第7条の2の特定個人情報の利用に関する規定につきましては、平成28年1月1日から、情報等記録に関する部分の規定につきましては、番号法附則第1条第5号に定める日から施行するものでございます。

以上が、岬町個人情報保護条例の一部を改正する条例案の概要でございます。

本件につきましては総務文教委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議 決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については総務文教委員会に付託の予定でありますが、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております岬町個人情報保護条例の一部を改正する件については会議規則 第39条第1項の規定により、総務文教委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

- ○道工晴久議長 日程9、議案第61号、岬町手数料条例の一部を改正する件を議題とします。 本件について提案理由の説明を求めます。しあわせ創造部長、古橋重和君。
- ○古橋しあわせ創造部長 日程9、議案第61号、岬町手数料条例の一部を改正する件につきましてご説明いたします。

提案理由といたしましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法の施行に伴い、通知カード及び個人番号カードの再交付に係る手数料を徴するため本条例に所要の改正を行うものでございます。

マイナンバー法の施行に伴いまして、住所、氏名、生年月日、性別、個人番号が記載された紙製の通知カードが10月5日から簡易書留により郵送されてまいります。

また、その中には個人番号カードの申請書が同封されており、申請された方については、平成 28年1月1日以降に役場の窓口で個人番号カードを受け取ることができます。

また、個人番号カードは I Cチップが搭載されたプラスチック製のカードで、住所、氏名、生年月日、性別、個人番号に加えて顔写真も表示され、自分のマイナンバーを記載した書面を提出する場面やさまざまな本人確認の場面に利用できます。

この通知カード、個人番号カードにつきましては、初回は無料で交付をされますが、紛失などにより再交付が必要な場合は有料となることから、その再交付に係る手数料を定めるものでございます。

それでは、条例につきましてご説明をいたします。

議案書裏面及び新旧対照表をごらんください。

第1条では、手数料について規定をしてます条例2条において、第4号の次に第4号の2として、行政手続における特定の個人の識別をするための番号の利用等に関する法律による通知カードの再交付に係る手数料として、1件につき500円と定めております。

ただし、カードの領域の余白がなくなった場合、個人番号もしくは住民票コードの変更により 返納した場合、または国外転出により返納した場合の再交付は除かれます。

次に、第2条では、同じく条例第2条第5号に規定をしております住民基本台帳カードの交付 に係る手数料を削り、先ほど加えた第4号の2を第5号に改めるとともに、第6号に規定してい る住民基本台帳カードの再交付に係る手数料を、行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律による個人番号カードの再交付に係る手数料として、1件につき80 0円に改めるものでございます。

ただし、カードの余白領域がなくなった場合、個人番号もしくは住民票コードの変更により返納された場合、または国外転出により返納した場合の再交付は除かれます。

再交付手数料の額につきましては、国の事務連絡、通知カード及び個人番号カードの再交付手数料の取り扱いにおきまして、再交付手数料相当経費についてはそれぞれの原紙、ICカードの購入原価等を考慮し、通知カードは500円、個人番号カードは800円となるとされていることから、この額を再交付手数料額としたもので、近隣市町におきましても同様の額で定める予定と聞いております。

次に、附則の改正といたしまして、住民基本台帳の交付手数料の特例について規定をいたして おります附則第4項を、既に特例期間が終了していることなどから削るものでございます。

次に、附則としてこの条例の第1条については平成27年10月5日から、第2条については 平成28年1月1日から施行する旨を定めております。

以上が条例案の概要でございます。

本件は厚生委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお 願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、厚生委員会に付託の予定でありますが、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

これより、大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております岬町手数料条例の一部を改正する件については、会議規則第3 9条第1項の規定により、厚生委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、本件については厚生委員会に付託することに決しました。

- ○道工晴久議長 日程10、議案第62号、副町長の選任について同意を求める件を議題とします。 本件について提案理由の説明を求めます。町長、田代 堯君。
- ○田代町長 日程10、議案第62号、副町長の選任について同意を求める件についてご説明を申 し上げます。

現在、岬町では将来予想される人口減少、少子高齢化などさまざまな課題を克服し、町民の皆様が安心して生き生きと暮らせるまちづくりを進めております。

この7月には国土交通省から種村副町長を地方創生の担当として迎え、町内外の多様な関係者の参画を得て、岬町まち・ひと・しごと創生総合戦略の作成等に取り組んでいるところでございます。

他方、町政全体を見渡しても、深日小学校、保育所の統合による子育て支援、第二阪和国道、 道の駅みさきの整備による交流人口の拡大、いきいきパーク等への企業誘致による雇用拡大など、 今後、数年で成果を上げるべき重要な案件を多く抱えております。

これらの案件に着実に対応し、町政を停滞なく取り進めるため、本年9月30日をもって、4年間の任期満了を迎える中口守可副町長を引き続き専任したく、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求めるものでございます。

同氏の住所は、和歌山県和歌山市六十谷1342番地の271であります。

生年月日は、昭和26年4月6日です。

経歴等につきましては、議案書裏面をご参照いただきたいと思います。

中口氏は、昭和50年5月に岬町に奉職されて以来、さまざまな部署の要職を歴任した後、平成23年10月より4年間、私の補佐役として豊富な行政経験を生かして町政運営に尽力をしてこられました。

中口氏は人格、見識ともすぐれ、実行力、指導性に富み、職員や地域の信望も極めて厚く、これまで、その重責を着実に果たしてこられており、副町長として適任であると考えますので、再任について、何とぞご同意賜りますようお願いを申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、議案第62号、副町長の選任について同意を求める件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 ただいまの提案に対しまして、何点か質問をさせていただきたいと思います。 私も議員になりまして中口副町長とはいろいろ意見交換させていただいたり、信頼できる人物 だと言うふうに感じておりますし、いろいろな意見交換の中で自分も勉強するところも多々ありましたし、いい提案だなと思うところではございますけども、提案者の町長にお聞きしたいことが数点ございますので、答弁をいただきたいなと思います。

任命権者として中口氏の再任を提案するに当たって、先ほども提案説明の中にありましたけども、豊富な公務員経験と言うところがありました。田代町長自身は議員の経験もあり、また、地元の商売人の経験もある中、やはり、役場の職員をまとめるためにも地方公務員出身であると言うところの中口氏のスキルがとても必要なんかなと、そう言う思いがあるのかなと思います。

地元の、民間よりも公務員の理事さんを任命するほうのバランスを取ってる、そう言うふうな ところが大きいのであるのかどうかというのをまず1点目にお聞きしたいなと思います。よろし くお願いします。

- ○道工晴久議長 町長、田代 堯君。
- ○田代町長 お答えいたします。

豊富な経験と言うのは履歴書の裏面のほうに記載させていただいておるとおり、部長関係を各上下水道事業部、総務部、また総務企画部長などを歴任して、行政全般にわたる内容等については熟知しているものと信頼をしております。

住民との連携については、私の日程等が重なった場合、私にかわって住民やそう言う団体との協議、または各町外の私にかかわる、会議等についても代理として出席をしていただいておりますので、そういったところから、私としては再任と言うことをぜひご提案をさせていただきたいと言うふうに思っております。どうかよろしくお願いいたします。

- ○道工晴久議長 竹原伸晃君。
- ○竹原伸晃議員 豊富な経験、また町の皆さんの顔を知ってると言うところもポイントが高いんかなと思いつつ、2回目の質問に移ります。

岬町ができて60周年たってなお、地域のバランスと言うんですか、町長自身は多奈川の出身であり、また三役である教育長は淡輪からということで、現住所は和歌山市でありますが、中口副町長は深日の出身でということで、そういうバランスというのは考えられたのかどうかというのを一回聞いてみたいなと思います。

たまたま議会のほうは議長、副議長、監査委員とたまたま分かれたんかなと思いつつ、そういうバランスを取っておるのは暗黙の了解だというのか、それか、三役は分かれるのがもちろんのことだと思っているのか、それか、本人の能力を重視し、全く地区は関係ないという思いであるのか、それを一回確認させていただきたいなと思います。

- ○道工晴久議長 町長、田代 堯君。
- ○田代町長 お答えいたします。

4年前の教育長、町長の人事についても、今、ご指摘の地区別に判断してるのか、してないのかということですが、あくまで人物本位に私はご提案を申し上げております。

たまたま今回については、私が多奈川で、そして教育委員長が淡輪という形になってしまいましたけども、教育委員会の教育長についても、全般に学校3校ございますし、全般にわたる学校教育等の問題等も、これは全部統括をしておりますし、部長級については、先ほど申しましたとおり、私にかわって深日、淡輪、多奈川、孝子、そういったところについて、地域は関係なく業務を遂行してもらうという観点から、今回もそういった意味で再任と言うことです。

ですから、場合によっては地域性ということもあるかもわかりません。しかし、人事案件については、やはり岬町をしっかりと60周年に当たってさらに執行していくには、それなりのしっかりした方をご提案させていただいたと言うふうに理解していただきたいと思います。

- ○道工晴久議長 竹原伸晃君。
- ○竹原伸晃議員 人物本位であるといったお話を聞きまして、安心いたしました。

最後の質問になります。少し厳しいことになると思うんですけども、副町長の任期につきましては4年に一回と。また、任命権者である田代町長の任期も4年に一回であると。選挙により選ばれるのが町長で、議会により選任されるのが副町長であるかな。その時期がずれていることから、副町長の在任中に町長の選挙があるのかな。

どうしても、これは仕方のないことではありますけども、公務員さん並びに特別職の方が町長の改選のときと言うんですか、選挙が行われるときに少しお手伝いすると言うんですか、そう言うふうなことになってくる。自分自身が逆の立場になれば、選任してくれた方のお手伝いするのは当然のことかなとは思うんですけども、町長自身がもう何も言わず、本人が法律の範囲内で自主的にやって選挙のお手伝いと言うのをしているのか、全くかかわっていないと言うのであるのか。言葉悪いんですけど、これをこう言うふうにやってくれよとお願いしてるのかどうか、その辺だけ最後の質問であります。確認させていただいて質問を終わらせてもらおうと思います。よろしくお願いします。

- ○道工晴久議長 町長、田代 堯君。
- ○田代町長 4年の任期を終えて、私は前回も副町長に選挙の仕事を依頼したことは一度もございません。あくまで事務的な問題で副町長が自主的にやっていただくことについては私としては承知しておりませんので、その点、ご理解を賜りたいと思います。

- ○道工晴久議長 この際、申し上げておきます。意見がある場合、ちょっと声出してください。 私が全体見たときに手が挙がってなかって、次行こうと思ったら後で手を挙げられるとわかり ませんので、ちょっと声出していただくようにお願いしたいと思います。
- ○田島乾正議員 人事案件については、余り深く聞くのは私は好みませんけども、この副町長の定数について、私も2名の定数賛同にかかわった一人ですので、これの確認だけしたいと思います。中口さんについては申し分ない、やはり行政マン上がりで、そして本人も温厚な、穏やかな人物であって、やはり議会対策等に対しても、また町長と違って上手な議会対策をされる行政マンやと。その点、私、買うてますし、中身については余り深くつき合うてないんですけども。

それで、今回、恐らく任命権者の町長も町のために、やはりいろんなアドバイザーとして、失礼な言い方ですけども、やはり町長の右腕、左腕になってやりたいと言う本人もあるし、町長も今まで1名の副町長よりも2名の副町長で財政の健全化を切り抜けたいと言う考えあると思うんです。

ということで、確認だけしときます。やはり、私は2名の定数を賛同した一人として、今回、 提案された町長も2名の副町長がぜひとも必要やと言うことをこの場で、中口氏の経歴等披瀝し ましたんですけども、町長としてどうしても2名の副町長が必要やという一言をちょっと述べて いただきたいなと、そう言う考えで質問させてもらいました。

○道工晴久議長 町長、田代 堯君。

田島乾正君。

○田代町長 お答えさせていただきます。

副町長2名制は議会の皆さん方、特に田島議員さんからご提案をいただいて条例化していただきましたことは、今回、地方創生の件について大きくこの条例はよかったかなと私は実感をいたしております。

今後、2名制の条例はこのまま私は議会の皆さん方のご理解のもと続けていきたいと言うふう に思っております。

しかし、時として1名である場合もあるでしょうし、また事業、また国の状況、また大阪府の 状況によってどうしても2名の副町長を選任しなければならない、そんなときがもしあるとすれ ば、そのときはまた議員の皆さんにお諮りをしたいと、このように思ってます。

○道工晴久議長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は人事に関することですので、委員会付託及び討論を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

これより、議案第62号、副町長の選任について同意を求める件を起立により採決します。本件はこれに同意することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○道工晴久議長 満場一致であります。よって、議案第62号は原案のとおり同意することに決定しました。

○道工晴久議長 日程11、議案第63号、岬町教育委員会委員の任命について同意を求める件を 議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長、田代 堯君。

○田代町長 日程11、議案第63号、岬町教育委員会委員の任命について同意を求める件について、ご説明を申し上げます。

岬町教育委員会委員の奥野早苗氏は、平成27年9月30日をもって任期満了となりますので、 同氏の再任について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議 会の同意を求めるものでございます。

同氏の住所は、大阪府泉南郡岬町深日1461番地。生年月日は、昭和40年6月4日です。 経歴等につきましては、議案書裏面をご参照いただきたいと思います。

また、教育委員の任期につきましては4年でございます。

何とぞ同意賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。

本件は人事に関することですので、委員会付託及び討論を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

これより、議案第63号、岬町教育委員会委員の任命について同意を求める件を起立により採決します。

本件はこれに同意することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○道工晴久議長 起立満場一致であります。よって、議案第63号は原案のとおり同意することに 決定しました。

○道工晴久議長 お諮りします。

日程12、議案第64号岬町公平委員会委員の選任について同意を求める件から、日程14、議 案第66号、岬町公平委員会委員の選任について同意を求める件の3件を一括議題としたいと思 います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、日程12、議案第64号から日程14、議案第66号までの3件を一括議題とすることに決定しました。

本3件について、提案理由の説明を求めます。岬町長、田代 堯君

○田代町長 日程12、議案64号、日程13、議案第65号、日程14、議案第66号、岬町公 平委員会委員の選任について同意を求める件につきましてご説明を申し上げます。

最初に、日程12、議案第64号、岬町公平委員会委員の選任について同意を求める件についてご説明申し上げます。

岬町公平委員会委員、四至本晴夫氏は平成27年9月30日をもって任期満了となりますので、 同氏の再任について、地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の同意を求めるものでご ざいます。

四至本晴夫の経歴につきましては、議案書裏面をご参照ください。

続きまして、日程13、議案第65号、同じく岬町公平委員会委員の選任について同意を求める件についてご説明を申し上げます。

岬町公平委員会委員の貴治貞夫氏が平成27年9月30日をもって任期満了となりますので、

その後任として西本幹生氏を選任したく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

西本幹生氏の経歴につきましては、議案書裏面をご参照ください。

続きまして、日程14、議案第66号、岬町公平委員会委員の選任について同意を求める件についてご説明を申し上げます。

岬町公平委員会委員、上出 卓氏は平成27年9月30日をもって任期満了となりますので、 同氏の後任として北村登秀氏を選任したく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の 同意を求めるものでございます。

北村登秀氏の経歴につきましても、議案書裏面をご参照ください。

以上、よろしくご同意賜りますよう、お願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、本3件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 確認させていただければと思います。

この3名の方の任期は4年であると言うことであるのかどうかと、それと、前の4年間におきまして、公平委員さんがどれだけ集められたかと言うことを一回聞いてみたいなと思います。お願いします。

- ○道工晴久議長 町長、田代 堯君。
- ○田代町長 公平委員会の任期は4年でございます。

会議は年に1回でございます。

○道工晴久議長 他に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。

本件は人事に関することですので、委員会付託及び討論を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

これより、議案第64号、岬町公平委員会委員の選任について同意を求める件を起立により採決します。

本件はこれに同意することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○道工晴久議長 満場一致であります。よって、議案第64号は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議案第65号、公平委員会委員の選任について同意を求める件を起立により採決します。 本件はこれに同意することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○道工晴久議長 満場一致であります。よって、議案第65号は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議案第66号、岬町公平委員会委員の選任について同意を求める件を起立により採決します。

本件はこれに同意することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○道工晴久議長 満場一致であります。よって、議案第66号は原案のとおり同意することに決定しました。

○道工晴久議長 日程15、議案第67号、岬町(淡輪・深日・多奈川)地区財産区管理委員の選任について同意を求める件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長、田代 堯君。

○田代町長 日程15、議案第67号、岬町(淡輪・深日・多奈川)地区財産区管理委員の選任について同意を求める件についてご説明させていただきます。

岬町(淡輪・深日・多奈川)の各地区財産区管理委員の任期が平成27年10月1日をもって満了となりますので、委員の選任について、岬町財産区管理会条例第3条第1項の規定により同意を求めるものであります。

淡輪地区財産区につきましては、奥出 晃氏、北風眞幸氏、鴫本茂夫氏、坂下博紀氏、髙木 曻氏、中塩路吉彦氏、渕原晴治氏。深日地区財産区につきましては、太田義三氏、松下一雄氏、 上村一弘氏、中畑 博氏、松尾俊雄氏、松本 一氏、南 定七氏。多奈川地区財産区につきましては、貴治林作氏、辻河俊彦氏、田中 悟氏、辻瀬 工氏、西田安太郎氏、廣田直久氏、安田 剛氏。

以上、それぞれ各地区7名の財産区管理委員を選任したく、議会の同意を求めるものでござい

ます。よろしくお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。田島乾正君。

○田島乾正議員 これは町長からの提案で、議会で議決すると言うことですけども、私ども、この 名簿を今いただきまして確認してるんですけども、この方たちには何ら問題ないと思います。

ただ、この財産区管理委員会がどう言うものかと言うことをまた確認したいわけですね。なぜかと言いますと、管理会条例というのをこの前見せていただいたんですけども、他の条例の部分で、第8条の部分について、ちょっと気になるんは、第8条、そして第9条の部分でソフト面で9項までの部分、責務があるんですね。財産区管理委員会の、例えば議会で言えば議会と同じようなシステムで財産を管理すると。

そして、その結果を町長に回答すると。そして、議会でまた審議すると言うことで、財産区管理委員会というたら、山に行って草刈って、それでええんやと、そんな簡単なものじゃないんですわ。はっきり言うて、やはり各字の財産をどう運用するかと言う、慎重審議してもらう方を選んでいただかないと、なる方少ないから、わし、健康やからちょっと入るわと、そう言う簡単な考えではないと思いますよ。

ないと思いますけども、そう言う考えで入ってもらって、財産のいろんな部分、売り払いとか管理とか、そう言う部分について、やはりソフト面の本当に議員同様の知識を持って、そう言う管理していただく方でないと、全然中身わからんと、山巡視したらいいんやと、それは違うんです。

やっぱり、巡視するハードな部分もあります、ソフトな部分もあります。やはり、山の巡視とかそうなったら、かなり高い山行ったり、いろんなことするんで、健康上、やはり大切な問題があるんで、やはり、私、持病持ってるんで、そう言うことようしませんけども、それだけの健康管理できる方を選んでいただいたんか。

でないと、今後、もし事故あった場合、そんな頼まれたからやったんやと言う、そう言う考え 方じゃだめですので、部分的に第9条の第9項までの部分について、ちょっと担当のほうから説 明していただいて、私から説明したら語弊がありますんで、担当からちょっと説明していただき たい。

- ○道工晴久議長 古谷総務部長。
- ○古谷総務部長 お答えいたします。

財産区でございますけども、財産区は岬町長が管理者でございまして、各地区財産区、昭和3

0年に岬町が合併したときに特別地方公共団体として設立されました財産区の財産の管理行為を 行うものでございます。

管理行為といいますのは、一般的には保存行為、そして利用行為、そして改良行為と言われて おりまして、財産区のそれが権能とされておるところでございます。

地方自治法なり、また、ご指摘の岬町財産区管理会条例の規定によりまして管理者、町長は財産区の財産の管理処分、廃止につきまして条例で定める重要なものにつきましては財産区管理会の同意を得なければならないと言うふうに規定されておるところでございます。

また、地方自治法の規定でございますが、管理会は財産区の事務の処理について監査もすることができると言うことの規定もございまして、本来、自治法では財産区議会と言う設置も昭和3 0年当時はできたそうでございますが、岬町の場合は議会をつくらずに管理会方式でやっておると。議決は議会のほうにお願いしていると言う形で進めてきておるなと言うことでございます。

ご指摘のとおり、財産の管理について、例えば処分なりについて同意をいただくと言うのが管理会の本来の重要なお仕事であると言うことは認識しております。

ただ、岬町のこれまでの過去60年の実態としまして、財産区の財産の保存にかかわる山林の 巡視でありますとか、また、利用行為として各地区財産区の、例えば栗林の利用でありますとか、 また多奈川では竹林の整備等につきましても現場でいろいろ企画立案も含めて、現場の作業もお 手伝いいただいてると言うのが実態でございます。

以上と認識しております。

- ○道工晴久議長 田島乾正君。
- ○田島乾正議員 各字の管理会委員さんの名簿を生年月日等々見せていただいて、戦前生まれの方が7名おるんですね。私、戦後生まれてで、今、67歳です。戦前生まれの方、年齢のことを言うてるんでないんですよ。年齢的に健康でおられるんかということを心配してます。

そして、今回、提案された方の中には、やはり健康面で問題ないかと言うことを確認したかったわけで、健康面で問題なく、そういうハード面で財産区の管理をしていただけるのに間違いないのかという確認をしとかんと賛成もしにくいので。やっぱり、その部分について確認をしたいわけですので。

もう一度、総務部長、健康面で問題ないということを確認いたしましたと言うことをおっしゃっていただいたら、私も賛同いたしますので。

- ○道工晴久議長 町長、田代 堯君。
- ○田代町長 お答えいたします。

ご同意をいただいたと言うことは、本人さん健康であると言うふうに私は理解をいたしております。

○道工晴久議長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 これで質疑を終わります。

お諮りします。

本件は人事に関することですので、委員会付託及び討論を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

これより、議案第67号、岬町(淡輪・深日・多奈川)地区財産区管理委員の選任について同意を求める件を起立により採決します。

本件はこれに同意することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○道工晴久議長 起立満場一致であります。よって、議案第67号は原案のとおり同意することに 決定しました。

お諮りします。

暫時休憩したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 13時15分から再開をさせていただきます。よろしくお願いします。

(午後 0時10分 休憩)

(午後 1時15分 再開)

○道工晴久議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程16、平成26年度成果報告・決算に関する説明及び日程17、議案第68号、平成26年度岬町一般会計決算認定の件から日程27、議案第78号、平成26年度岬町水道事業会計決算認定の件までの11件を一括議題にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、日程16、平成26年度成果報告・決算に関する説明及び日程17、議案第68号、 平成26年度岬町一般会計決算認定の件から日程27、議案第78号、平成26年度岬町水道事 業会計決算認定の件までの11件は一括議題にすることに決定しました。

これより、平成26年度成果報告・決算に関する説明を求めます。岬町長、田代 堯君。 〇田代町長 日程16、平成26年度成果報告・決算に関する説明を行わせていただきます。

そして、日程17、議案第68号、平成26年度岬町一般会計決算認定の件から日程27、議 案第78号、平成26年度岬町水道事業会計決算認定の件につきまして、地方自治法第233条 第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、議会の認定をいただきたく、一括ご 提案申し上げます。

なお、平成26年度各会計の決算書及び関係資料並びに岬町監査委員から提出されました決算 審査意見書をあらかじめ配付いたしております。主要施策の成果につきまして、主要施策成果説 明書をもとに、新たな事業や充実させて取り組んだ事業を中心として、各概要等についてご説明 させていただきます。

さて、世界的な視野から国際的な経済競争に勝ち残るためには、中心となる大都市をさらに強くすることは当然のことですが、地方の衰退に歯止めをかけ地域を活性化することが喫緊の課題となっております。

いわゆる、地方創生元年として、地域を元気にするため、地域の実態に応じたきめ細かな取り 組みが求められております。

東京一極集中といわれますが、国土の約3.6%の面積に過ぎない東京経済圏には、日本全体の27%の人口が集中しています。大学生では日本全体の40%、企業では東京証券取引所に上場している企業の60%が東京経済圏に集中している状況であります。

これまでの社会において、大企業に勤務できれば高額の所得が得られ、安定した生活が期待できることから、親は子どもに大企業に就職できるよう高等教育を推奨してきました。就学・就職時には都会への強い憧れを持った若者である息子・娘たちに、頑張れよと心から激励して都会に送り出したことも当たり前の光景であったのではないでしょうか。

しかし、この結果、経済力だけでなく、地域のコミュニティを支える消防団や福祉団体、文化 協会、スポーツ団体などにおいても若者の確保が困難になってきたことも事実であります。

私は、大阪府町村長会を代表して、大阪府まち・ひと・しごと創生推進審議会の委員を務めて おりますので、会議では都会目線でなく、町村への支援の必要性について意見を述べています。 特に注意しなければならないのは、コンパクトシティへの誤解であります。コンパクトシティ の意味を、地域の中心に住民の生活を誘導するものと誤解されている方が多いように思います。 これでは東京一極集中と同じ結果を招くものと懸念しています。

コンパクトシティの本当の意味は、各地域に小さな拠点を設け、地域を維持していくことであり、多極ネットワーク分散型で、郷土愛を絆にしたそれぞれの地域のまちづくりを目指すものであると考えます。

ことしは、岬町町制施行60周年の年であります。先人の築いた功績に感謝して、中心部以外の地域を切り捨てるのではなく、地域で暮らす魅力を国の地方創生制度も十分に活用しながら高めることで、定住人口の確保につながるように取り組みを進めてまいります。

特に、先行して取り組んできた第二阪和国道の開通を見据えた関西国際空港を起点とする岬町への新たな人の流れの創出に向け、道の駅「みさき」や、みなとオアシスみさきの整備、深日港からの航路再生などの取り組みを進めつつ、岬町の特色を引き出した、地方創生総合戦略計画を十分に検討しているところです。

次に、現在、足元の重要課題として取り組んできた行財政改革の第二次集中改革プランでございます。

4年目となる平成26年度の一般会計決算は、組織力を駆使して職員給与や議会議員報酬等の 減額など、職員や議会の協力を得ながら、職員が一丸となって全力で行財政改革に取り組んだこ と、また、基金を活用したことにより、平成25年度に引き続き黒字決算とすることができまし た。

概要としましては、一般会計決算の歳入決算額が70億911万円、歳出決算額が67億7,862万円、差し引き、およそ2億3,000万円から翌年度繰り越し分およそ7,000万円を差し引いて、実質収支1億6,000万円の黒字となったものでございます。

さらに、私が就任した平成21年度末には94億9,000万円あった町債残高は、平成26年度末には約71億円となり、23億9,000万円減少させることができました。

また、平成21年度には実質公債費負担率が21.3%であったため、18%を超える自治体が策定しなければならないとされる公債費負担適正化計画を平成21年度から平成28年度までを計画期間として策定しましたが、平成26年度決算において18%を下回る17.6%を達成することができ、2年前倒しで対象団体から解除されると言う大きな成果をもたらしました。

これもひとえに、町職員、町議会、そして、何より住民の皆様のご協力の賜物と深く感謝申し 上げます。 詳しい収支状況は、後ほど中口副町長から報告いたしますが、平成26年度の本町の財政状況 については着実に改革の成果が現れてきております。

今後とも住民の皆様の信託に応えつつ、行財政改革を推進することで、第4次総合計画の基本 目標である「豊かな自然 心かよう温もりのまち "みさき"」を目指す総合計画の実現に向け て取り組むとともに、今後の経済の動向に即応した機動的・弾力的な町政運営に努めてまいりま す。

それでは、平成26年度に実施いたしました施策の概要について、新規事業や拡充した事業を 中心に、第4次岬町総合計画の六つの基本政策に沿って説明申し上げます。

まず、基本政策1「みんなで進めるまちづくり」でございます。

この分野は、協働・人権・行財政を基本としております。人権相談事業の推進、地域活性化活動への補助金の交付のほか、社会保障・税番号制度導入事業やふるさと応援事業の拡充を実施いたしました。

新規事業からご説明を申し上げます。

まず、老朽化が進む公共施設の整備に関し、平成27年3月に岬町公共施設適正化基本方針を 策定しました。昭和40年から昭和50年代に整備された公共施設が老朽化により建替え等の更 新時期を迎えるに当たり、施設整備や建物施設の利活用の方法に関して基本的な方針を定め、今 後の公共施設のあり方の評価・見直しについては、行財政改革本部を中心として担当課との調整 を図りつつ、効率的かつ効果的な維持管理のあり方を検討することといたしました。

また、人権施策としまして、岬町では他の自治体に先駆け、岬町いじめ問題対策連絡協議会等 条例を制定し、学校・教育委員会事務局・岸和田子ども家庭センター・法務局・警察等から構成 する岬町いじめ問題対策連絡協議会を設置しました。

また、重大事態が発生した場合は、学識経験者から構成する岬町いじめ問題調査委員会を置くこととし、いじめの未然防止、早期発見、早期対応ができる組織体制を整えました。

このことを踏まえ、町と教育委員会が主体となって、岬町いじめ問題対策連絡協議会からもご 意見をいただきながら、平成27年1月に、岬町いじめ防止基本方針を策定し、いじめ問題の対 策に努めました。

また、国が実施します社会保障・税番号制度導入事業として、平成28年1月からの本格導入 に向け、平成26年度においては、住民情報システムの改修を実施いたしました。

さらに、拡充事業としまして、ふるさと応援事業では、より多くの方に岬町を応援していただくため、インターネットサイトでふるさと納税の申し出から納付までをワンストップで行えるよ

うカード決済を導入するほか、郵便局にも専用口座を開設し、寄附者の利便性の向上を図るとと もに、寄附をいただいた方に対して贈呈する町の特産品の拡充を図り、寄附金の増収に努めまし た。

次に、基本政策2「一人ひとりの子どもが 親が輝き、文化を育むまちづくり」でございます。 この分野は、子育て・教育・文化を基本としております。子育て環境の充実や生涯学習環境の充 実に向けた施策を実施いたしました。

新規事業としまして、初めに、子育て環境の整備についてご報告させていただきます。

まず、幼稚園預かり事業としまして、淡輪幼稚園において、女性就労の増加など多様化する保育ニーズに対応するため、降園後の預かり保育事業を実施し、子育て支援の充実に努めました。

続いて、学習環境・青少年健全育成の充実について、ハード面においては、深日小学校支援学級のエアコン新設や淡輪小学校の老朽化防球ネットの整備、地震によって落下の危険性のある中学校の吊天井の耐震補強工事設計業務及び老朽化した青色パトロールカーの車輌更新など、施設整備を実施し、学習環境の改善を図りました。

また、全ての小学校の耐震化を平成27年度までに完了させるため、平成26年度においても、 順次、全小学校の本体工事や淡輪小学校の設計業務を実施いたしました。

続いて、ソフト面においては、まず、学力向上チャレンジアップ事業として、小学校3年生から6年生を対象とした思考カトレーニング学習教材を活用し、学力診断テストで効果を検証いたしました。

また、スクールカウンセラー事業では、子どもたちの心の問題に対応できるよう設置しておりましたスクールカウンセラーの派遣回数を増加し、子どもたちが抱える心の問題の解決を図りました。

さらに、新たにいじめ・不登校問題等の諸問題に対応するため、スクールソーシャルワーカー 設置事業として精神保健福祉士の資格を持つスクールソーシャルワーカーを設置し、子どもやそ の周りの方々が抱える問題の解決に努め、学習環境の整備に努めました。

生涯学習環境の充実については、老朽化していた岬町立テニスコートの整備を実施し、住民の 健康増進・余暇の充実を図りました。

続いて、拡充事業についてご報告させていただきます。

まず、岬の歴史館事業では、町の歴史に親しめる施設として、新たに瓦製作の体験ができるよう事業の充実を図りました。

また、子ども子育て関連三法による新たな制度が平成27年度から本格施行されることから、

平成25年度実施のニーズ調査を踏まえた子育で支援事業計画を、次世代育成支援行動計画及び みさき健やか親子21と一体的な計画として策定し、施策の充実につなげる取り組みを行いました。

次に、乳幼児医療費助成事業では、平成24年度においては、入院助成対象を就学前から小学校卒業年度末まで引き上げるとともに、入院・通院ともに所得制限を廃止し、平成25年度においては、入院助成対象を中学校卒業年度末まで引き上げるなど、段階的な助成を実施してまいりましたが、平成26年度においては、通院助成対象を就学前から小学校卒業年度まで引き上げるなど対象を拡大し、安心して医療サービスを受けられる環境のより一層の充実に努めました。

また、保育所運営事業においては、保護者の就労形態の多様化に対応するため、保育所の早朝保育開始時刻7時30分を7時からとして30分早めるほか、土曜保育の終了時間を17時から19時に2時間延長するなど、保護者の子育で支援を実施いたしました。

保育所給食調理場改修事業では、老朽化した緑ヶ丘調理場の回転釜フード、ダクト、給排気などの設備を改修し、安全で安心な給食の提供に努めました。

次に、基本政策3「誰もが元気でいきいきと暮らせるまちづくり」でございます。

この分野は、健康・福祉を基本としており、介護予防拠点の整備や各種福祉計画の策定、国の 施策によります臨時福祉給付金の交付事業などを実施いたしました。

新規事業としましては、介護予防拠点整備事業として、淡輪老人福祉センターにスロープを設置、LED照明への取りかえ、洋式トイレへの改修を実施し、地域の高齢者の活動支援を実施いたしました。

また、計画期限を迎えた障害者基本計画・障害者福祉計画、健康増進計画、高齢者保健福祉計画・介護保険計画を見直し、岬町にお住いの「誰もが 元気で生き生きと暮らせる」よう福祉施策の充実を図りました。

国の施策としましては、臨時福祉給付金給付事業、子育て世帯臨時特例給付事業として、平成 26年4月の消費税率の引き上げに伴い、住民非課税世帯や子育て世帯に対し、給付金交付事業 を実施いたしました。

続いて、拡充事業についてご説明申し上げます。

妊婦健康診査などの母子保健事業では、妊婦健康診査の支援を段階的に拡充してまいりましたが、平成26年度においては、基本回数14回とされている妊婦健康診査の1回当たり助成単価を3,500円から5,000円に増額いたしました。さらに、超音波検査のほか、健診内容等に応じて柔軟に活用できるフリー券を活用することで、平成25年度には7万4,590円であ

った助成費を11万6、840円に増額し、妊婦の負担軽減を図りました。

また、がん検診推進事業では、これまで継続して実施してきました特定の年齢に達した方にお 配りしているがん検診の無料クーポン券について、平成26年度においては、これまで未受診だ った方にも配布するとともに、受診者にも引き続き配布し、受診勧奨を実施いたしました。

さらに、高齢者肺炎球菌ワクチン接種事業では、一部助成の対象年齢を75歳以上から70歳以上へと拡充し、高齢者の肺炎予防に努めました。

次に、基本政策4「新たな活力の創造と心うるおう観光まちづくり」でございます。

この分野は、産業・観光を基本としております。産業振興事業や観光部門の強化及び就労支援事業などに取り組みました。

まず、深日港の活性化事業においては、昨年度に引き続き深日港活性化イベント深日港フェスティバルを開催し、町内外各地から約4,000名の方にお越しいただき、深日港をPRすることができました。

当日実施した淡路島日帰りツアーやミニクルーズにおいて、参加者の方を対象としたアンケートでは、航路の復活を望むご意見を多数いただき、深日港一洲本港間の航路復活に向けた機運の 醸成を図ることができました。

また、近畿地方整備局・大阪港湾局と深日港勉強会を開催し、深日港からの航路再生に向けた 情報交換を行いました。

さて、新規事業としましては、まず、本町の自然、歴史・文化を生かした観光・レクリエーションの取り組みの一層の推進のため、新たに組織された岬町観光協会への助成を実施いたしました。

また、有害鳥獣対策協議会と連携して、柵や檻を設置し、有害鳥獣による農作物被害防止を図りました。

続いて、拡充事業でございます。

まず、平成26年3月に供用開始となりました関西国際空港土砂採取跡地「多奈川地区多目的 公園」内の緑地・グラウンド部分である「いきいきパークみさき」の管理運営を実施いたしました。

続いて、道の駅「みさき」整備事業でございます。第二阪和国道の整備を契機として、淡輪海水浴場や観光・レジャー施設を活用した交流人口の拡大に向けた地域の活性化を図るため、道の駅の整備を進めております。

平成26年度は、実施設計及び用地取得を実施いたしました。また、道の駅の地域振興施設の

内容をより充実したものとするため、和歌山大学に依頼して、町内農水産物の生産・流通実態や 供給可能量、近隣店舗の実態等について、基礎調査を実施いたしました。

さらに、岬町観光協会の設立を契機として、観光事業のより一層の推進のため、町のPRのガイドブックの内容を更新するとともに、来訪者が持ち運びに便利なようガイドマップを作成し、町の魅力発信素材の充実に努めました。

次に、基本政策 5 「豊かな自然の中で安心して暮らせるまちづくり」でございます。この分野は、環境・地域保全を基本としております。

ごみ処理施設やし尿処理施設、リサイクル施設の運営や町内を結ぶ重要な交通手段である路線 バス事業に対する補助を行いました。

新規事業としましては、消防団車輌整備事業としまして、深日分団に配置している老朽化した 可搬積載車を新たに軽ダンプ車に更新し、消防力の充実を図りました。

また、墓地改修事業としまして、法面崩壊のおそれがある深日墓地の境界確定を行うとともに、 年次計画に基づき改修工事に着手するなど、住民が安心して暮らせるよう環境整備を実施いたし ました。

次に、基本政策 6 「安全で快適な暮らしを守るまちづくり」でございます。この分野は、都市 基盤を基本としております。

外灯管理事業や老朽化した緑ヶ丘住宅の建てかえ事業、集会所改修事業などに取り組みました。 新規事業としましては、淡輪16区集会所整備事業として、集会所を耐震性のすぐれた施設に 建てかえるとともに、宝くじを財源としたコミュニティ助成事業により初期の備品整備の購入を 助成することで、地域のコミュニティ活動を支援いたしました。

また、普通財産管理事業では町有地の適正な管理を図るため、深日地区の坊の山周辺に管理フェンスを設置するための設計業務を実施いたしました。

さらに、(仮称)計画1号線整備事業では、第二阪和国道の建設に関連して、下孝子地区内の 周辺道路の拡幅及び広場整備に係る測量設計を実施いたしました。

続いて、拡充事業でございます。

小島集会所改修事業では、結露防止工事及び空調設備を更新し、地域コミュニティ活動の支援 を図りました。

PFIを活用して実施しております緑ヶ丘住宅建設事業では本体工事を実施し、町営緑ヶ丘住宅の第1期工区63戸の建設に着手いたしました。

(仮称) 町道海岸連絡線整備事業では、淡輪地区の防災性の向上のため、町道畑山線から第二

阪和国道淡輪ランプを結ぶ幹線道路として、予備設計業務を実施いたしました。

町道舗装改善事業においては、必要性が高い箇所から順次、舗装修繕を行い、多奈川東法面整備事業においては、雨天時の湧き水等により崩壊のおそれがある法面の実施設計及び本体工事を 実施いたしました。

また、現在、航路復活を働きかけている洲本市と災害時相互応援協定を締結し、広域災害の発生時に府県を越えた応援体制を構築しました。

以上、平成26年度における主要施策につきまして、新規事業や拡充事業を中心に各概要についてご説明申し上げました。

これらの成果は、議員各位並びに住民の皆様方の多大なるご支援、ご協力によるものと深く感謝するものでございます。

次に、各会計の収支状況につきましては、中口副町長から説明申し上げますので、よろしくお 願いいたします。

- ○道工晴久議長 続いて、決算に関する説明を求めます。副町長、中口守可君。
- ○中口副町長 さきの議案におきまして、副町長として再任に当たり満場一致での承認ありがとう ございました。後ほど、改めてお礼を申し上げたいと存じます。

それでは、各会計ごとの全般的な決算の概要についてご説明いたします。決算書とともに配付いたしております、平成26年度決算説明資料の1ページをごらんください。

まず、会計別決算の状況でございます。

一般会計につきましては、歳入決算額は70億911万4,000円、歳出決算額は67億7,862万9,000円、歳入歳出決算差引額は2億3,048万5,000円となっており、翌年度に繰り越すべき財源6,946万円を差し引いた結果、1億6,102万5,000円の黒字決算となっております。

国民健康保険特別会計につきましては、歳入決算額は25億9,341万4,000円、歳出 決算額は25億3,143万円となっており、歳入歳出決算差引額6,198万4,000円の 黒字決算となっております。

後期高齢者医療特別会計につきましては、歳入決算額は2億5,173万円、歳出決算額は2億4,562万6,000円となっており、歳入歳出決算差引額610万4,000円の黒字決算となっております。

下水道事業特別会計につきましては、歳入歳出とも決算額は6億523万7,000円となっております。

漁業集落排水事業特別会計につきましては、歳入歳出とも決算額は1,453万9,000円 となっております。

介護保険特別会計(保険事業勘定)につきましては、歳入決算額は17億8,329万円、歳 出決算額は17億2,407万6,000円となっており、歳入歳出決算差引額5,921万4,000円の黒字決算となっております。

介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)につきましては、歳入決算額は2,050万5,000円、歳出決算額は1,652万円となっており、歳入歳出決算差引額398万5,000円の黒字決算となっております。

淡輪財産区特別会計につきましては、歳入歳出とも決算額は2,509万8,000円となっております。

深日財産区特別会計につきましては、歳入歳出とも決算額は5,336万6,000円となっております。

多奈川財産区特別会計につきましては、歳入歳出とも決算額は5,584万7,000円となっております。

続きまして、企業会計の決算状況でございます。

水道事業会計につきましては、収益的収入額は5億2,571万1,000円、収益的支出額は4億7,039万4,000円となっており、収益的収入から収益的支出を差し引いた5,531万7,000円が当年度純利益となっております。これに前年度繰越利益剰余金180万円、その他未処分利益剰余金変動額2億6,014万円をそれぞれ加えますと、平成26年度未処理剰余金は3億1,725万7,000円でございます。なお、平成26年度の地方公営企業会計制度の見直しによりまして、みなし償却制度の廃止に伴い、過去にさかのぼってみなし償却額相当額をその他未処分利益剰余金変動額として計上した結果、平成26年度未処理剰余金は前年度から大幅に増加いたしております。

一方、資本的収入額は4,999万7,000円、資本的支出額は2億2,775万9,00 0円となっております。資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億7,776万2,000 円は、過年度損益勘定留保資金で補填したところでございます。

次に、2ページをごらんください。普通会計財政収支の状況でございます。

普通会計は地方財政に関する各種統計等に用いられる会計でございまして、一般会計に公営事業会計を除く各種の特別会計を合算いたしまして、重複額や借換債を控除して算出されるものでございます。本町におきましては、普通会計は一般会計に借換債を控除したものでございます。

平成26年度普通会計の歳入総額は68億3,611万4,000円、歳出総額は66億562万9,000円となっており、歳入総額から歳出総額を差し引き、さらに翌年度に繰り越すべき財源1億8,658万8,000円を差し引いた実質収支は4,389万7,000円の黒字決算となっております。

次に、普通会計決算の歳入歳出の特徴につきましてご説明いたします。

さきに町長からの説明にもありましたように、改革プランの4年目となります平成26年度決算は、引き続き黒字を確保することができました。また、財政構造につきましても、経常収支比率、実質公債費比率とも依然として高い水準にあるものの、いずれも改善の傾向にあり、これまでの改革の取り組みの成果が着実にあらわれてきております。

しかし、超過課税等の臨時的な財源措置を除いた場合においては、安定的な財政運営に支障が 生じると言う厳しい財政状況となっております。こうした環境のもとにおきましても、国の経済 対策に連動しつつ持続可能なまちづくりを目指しまして、本町を次の世代に引き継ぐことを念頭 に改革に取り組んでまいりました。

まず、経済環境を概観いたしますと、国の経済・金融政策の効果等により過度な円高が是正され景気は回復傾向にあるものの、本町におきましては地価は下げどまっておらず、地域経済を取り巻く環境は依然として厳しい状況であることに変わりはございません。

こうした中での、平成26年度の歳入決算におきましては、前年度の地元鉄道会社との固定資産税評価額訴訟の終結に伴う精算の増加要因がなくなったために、地方交付税は対前年度1億4,496万1,000円と大幅に減少いたしました。また、本町が抱える深刻な人口流出を背景に個人所得割の減少等によりまして、町税は対前年度245万3,000円と微減となっております。

主要企業が乏しい本町におきましては、国の経済対策による経済の好循環の効果はいまだ十分には行き届いておりません。一方では、平成27年度までに全ての小学校の耐震化を完了させるための小学校耐震補強事業、耐震性に課題がありました町営緑ヶ丘住宅建てかえ事業、防災避難道路を整備するための(仮称)町道海岸連絡線や町道舗装修繕など道路網の整備事業等の実施により国庫支出金は対前年度3億5,763万4,000円、地方債も同様に1億4,148万3,000円と、いずれも大幅に増加いたしております。

なお、急速に進展する少子高齢化等の対応のために、消費税・地方消費税の税率が平成26年4月から引き上げられたことに伴いまして、地方消費税交付金につきましては社会保障財源分として新たに3,692万9,000円が交付されたことで、対前年度3,809万8,000円

増加いたしております。

次に、歳出決算におきましては、公債費は対前年度1億4,233万円と大幅に減少したものの、先に述べました小学校耐震補強事業、町営緑ヶ丘住宅建てかえ事業、(仮称)町道海岸連絡線事業等のほか、新たに地域防災計画において避難所に位置づけられました淡輪16区集会所整備事業など公共施設の安全・安心への取り組みを中心に、普通建設事業費が4億4,502万3,000円と大幅に増加いたしました。

扶助費につきましては、子育てしやすい環境を整備するための乳幼児医療助成事業、障がいのある方への障がい福祉サービス事業、消費税率引き上げに伴う給付金(臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金)等により7,294万5,000円増加しております。

また、退職手当の増加等により、人件費が社会保障・税番号制度や子ども・子育て支援新制度 への対応に伴うシステム改修等により物件費がいずれも増加しております。これらの結果、生じ た財源不足につきましては、財政調整基金や公共施設整備基金を活用することで、実質収支・単 年度収支とも前年度に引き続き黒字を確保したものでございます。

以上のように、厳しい環境のもとでの財政運営となりましたが、限られた財源を活用しつつ、「まちの価値を高める」ためのまちづくり施策を実施いたしました。

続きまして、3ページをごらんください。財政構造の弾力性を示す重要な指標の一つであります経常収支比率につきましてご説明いたします。

経常収支比率は、歳出の経常経費充当一般財源を分子に、歳入の経常一般財源を分母として、 除して求めるものでございます。

まず、分母に当たります経常一般財源は、消費税率引き上げに伴い地方消費税交付金が増加したものの、地方交付税が前年度の地元鉄道会社との固定資産税評価額訴訟の終結に伴う清算に係る増加要因がなくなったために大幅に減少したことで、全体で減少いたしました。一方、分子に当たります経常経費充当一般財源は、退職手当の増加により人件費が増加したものの、公債費、維持補修費ともに大幅に減少したことで、全体で減少しております。

この結果、経常一般財源の減少幅以上に経常経費充当一般財源が減少したことで、経常収支比率は対前年度0.2ポイント減少の95.5と改善いたしました。年々改善の傾向となっておりますが、依然として高い水準で推移しておるところでございます。

次に、地方債現在高につきましては、普通会計における平成26年度末現在高は、臨時財政対策債などの新規地方債の発行がありましたものの、それを上回る元金の償還を行ったために、前年度から2億6,011万1,000円減少し、71億324万2,000円となっております。

また、特別会計・企業会計を加えた平成26年度末現在高は133億8,755万5,000円で、前年度から5億954万5,000円減少しており、地方債現在高は減少傾向にあります。続いて、基金につきましては、一般会計所管の平成26年度末現在高は13億1,121万1,000円となっており、前年度から9,295万6,000円の減少しております。主な要因といたしましては、退職手当の増加や公共施設の整備等により財政調整基金が前年度から5,947万3,000円、公共施設整備基金が前年度から4,994万7,000円とそれぞれ減少する一方、多奈川地区多目的公園管理基金が前年度から1,069万6,000円、海釣り公園管理基金571万7,000円とそれぞれ増加しております。また、特別会計所管の基金を加えた平成26年度末現在高は22億680万5,000円で、前年度から1億2,564万9,000円減少しております。。

次に、健全化判断比率等の状況ですが、平成26年度決算に基づく実質公債費比率(3カ年平均)は17.6%、将来負担比率につきましては119.2%となっており、依然として高い水準となっているものの、改善傾向にあります。

一般会計等を対象とした実質赤字比率、全会計を対象とした連結実質赤字比率、水道事業・下 水道事業・漁業集落排水事業などの公営企業ごとに算定する資金不足比率につきましては、いず れも生じておりません。

なお、実質公債費比率につきましては、本町は健康ふれあいセンターの建設や中学校の建てかえ等に伴う地方債の償還が大きな財政負担となっており、平成20年度決算におきまして19.5%となりました。実質公債費比率が18%以上となったことで、先ほど町長の説明にもありましたように、総務省からの地方債同意基準により、平成21年度から平成28年度までを計画期間とする公債費負担適正化計画の策定を余儀なくされました。この間、現在の行財政集中改革計画(第2次集中改革プラン)などの行財政改革と連動しつつ、実質公債費比率引き下げの取り組みを強化してきたところでございます。

平成26年度決算におきましては17.6%と18%を下回ったことから、計画期間から2年 前倒しで対象団体から外れることになったものでございます。

最後に、4ページをごらんください。

平成26年4月より消費税率が5%から8%に引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分につきましては、その使途を明確化し、社会福祉・保健衛生・社会保険などの社会保障施策に要する経費に充てることとされております。地方消費税交付金のうち社会保障財源化分に係る平成26年度歳入決算額は3,692万9,000円となっております。

一方、社会保障施策経費全体の平成26年度歳出決算額は16億8,427万9,000円となっております。それぞれの充当事業、金額はごらんのとおりでございます。

このように、普通会計の決算におきましては、基金を取り崩すことにより、本年度も前年度に 引き続き黒字を確保することができました。

しかし、先ほど申し上げましたように、財政を取り巻く環境は、国の経済政策の効果等により、 改善の兆しは見られるものの、依然として厳しい状況であることには変わりございません。

こうした状況ではございますが、今後も自立できる行財政運営を目指し、より一層の行財政改革を積極的に推進することで、第4次総合計画の基本目標である「豊かな自然 心かよう温もりのまち "みさき"」を目指す総合計画の実現に向け取り組んでまいりたいと言うふうに考えております。

以上が、平成26年度の各会計の概要でございます。説明は以上でございます。

なお、本件は総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託の予定と伺っております。よろしく ご審議の上、認定いただけますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

ただいま説明のありました決算認定に係る11議案については、総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託の予定でありますが、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております日程17、議案第68号、平成26年度岬町一般会計決算認定の件から日程27、議案第78号、平成26年度岬町水道事業会計決算認定の件までの11件については、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、本11件については総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託することに決定しま した。 _____

○道工晴久議長 日程28、報告第3号、損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分の報告の 件について報告を求めます。木下都市整備部長。

○木下都市整備部長 報告第3号、損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分の報告の件につきましてご説明いたします。

本件は、地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

なお、専決処分日は平成27年7月8日でございます。

裏面をごらんください。

損害賠償及び和解の相手方は、大阪府泉南郡岬町4332番地の1、吉川琢司、氏。損害賠償額は10万1、200円でございます。

事故の概要でございますが、吉川琢司氏の所有する自動車が平成27年5月26日に、町道岬 海岸番川線を走行中、対向車が来たため、道の端に寄ったところ、コンクリート構造物、水路ぶ たが道に一部はみ出しており、車のタイヤが接触し、タイヤ等の損傷をさせたものでございます。 次に、損害賠償の内容について説明させていただきます。

損害賠償額10万1,200円の内訳は、損傷したタイヤ及びホイール等の修理代と、修理してる間のレンタカー代となっております。

なお、損害賠償額につきましては、全額、全国町村会総合賠償補償保険から充填されるもので ございます。

また、当該コンクリート構造物、水路ぶたにつきましては、事故発生後、即座に撤去してございます。

今後におきましては、より一層の安全パトロール等により施設管理に努めてまいりますので、 ご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上で、損害賠償に関する専決処分についてのご報告を終わらせていただきます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、本件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。中原 晶君。

○中原 晶議員 質問の前に、議案の報告案件の説明の中で、1点目の損害賠償及び和解の相手方のところで、淡輪という言葉をお読みにならなかったやに思いましたので、後ほどご確認の上、

必要であれば訂正をなさっておかれたらどうかなと。

それで、ちょっと私の聞きたいことは、この事故についての説明、先ほどいただきましたけれども、該当するふたについてはすぐに撤去されたと言うことでありましたが、当該の道路において、ほかの箇所に同じような、また違った形であっても事故の発生原因となるような実態がないのか、そういった点検はなさったのかどうかお聞きをしたいなと思います。お願いします。

- ○道工晴久議長 木下都市整備部長。
- ○木下都市整備部長 大変失礼いたしました。先ほど、和解の相手方の住所を読ませていただくと きに、淡輪が抜けてございました。訂正させていただきます。

それと、事故後、そう言うことがございましたので、関係する道路等、突出物等がないか確認 させていただいております。

また、今後におきましても、先ほど申しましたように、パトロール等の折には注意して確認してまいりたいと思います。

- ○道工晴久議長 他にございませんか。田島乾正君。
- ○田島乾正議員 不幸にして事故が起きたと思うんですけども、まず、町道の管理者として、当然、日ごろからこういう部分についてのふたが外れるという認識のもとに、やはり管理、巡回なりして把握しておくべきと思うんですけど、不可抗力でこれは蓋があいたのか、また、いずれの方がさわって外したんか、現状について、私、現場見てませんので何とも言えませんけど、タイヤが損傷したと、ホイールまで損傷すると、かなりスピード出てたんやなと思うんですね。

普通、我々通行してたら、安全確認して前面を確認して走ってたら、ホイール傷めるまでああいう狭い道路、なぜここまでいかんなんのか、それ疑問は疑問で、現場見てませんので、人ごとですから。

この確認は当該運転手が申し出たんですけども、警察への物損事故の届け出はしてるんですか、 してないんですか。それを確認してるんですか、その部分ちょっと教えてほしいんですけど。

運転手の義務は、人身でも物損でも事故届けせんと道交法違反になりますので、その部分は町として損害賠償支払うのはいいんですけども、事実、本当に管轄の所轄に事故届けをされてるんかということを確認してますか。その部分、ちょっと教えてほしいんですけども。

- ○道工晴久議長 木下都市整備部長。
- ○木下都市整備部長 お答えさせていただきます。

当方で、接触した折に保険会社のほうへ連絡させていただいておりますが、所轄署への物損事 故の届け出の確認はしておりません。

- ○道工晴久議長 田島乾正君。
- ○田島乾正議員 保険会社というのは、当然、保険支払う場合は事故があった所轄署のほうに物損 なり人身なりの確認いたしますね。それで保険会社というのは支給します。

しかしながら、うちは道路の管理者として、やはり事実を根拠にやっぱり執行せなあきません ので、それは当然警察のほうに被害に遭うた方には気の毒ですけども、事実確認をした上で、や っぱり損害賠償の手続すべきと私は思うんですけども。

でないと、根拠のない、ただ申告、ここでぶつけて事故した、パンクしたんやと、それがどん どんなった場合、本当に事故扱いされてた分か、事故扱いでなかったんかという確認はやっぱり、 そういう運転手の義務としての届け出ありましたかということを確認してほしいわけですね。

でないと、またぞろ、ここでぶつけたんや、そんなことしてたら、この方はいい方ですよ。しかし、やっぱり交通事故と言うのは道交法上で運転手の義務は届け出義務があるんです。そういうことまで確認して控えとかんと、また後日、証明できませんでしょう。

そういうことで、ひとつ今後、そういうぐあいに、泉南警察署所轄との連携を取って、事実確認だけでもしといてくださいよ。でないと、届けしてない事故について損害賠償の補償と言うのはおかしいですからね。

保険会社支払いするということは届け出はしてる、確認してると思います、保険会社は。しか し、行政として、そういう部分もやっぱり確認しといてくださいよ。それは、私の要望としとき ますんで、余り事を荒立てたくないんで。

確認してくださいよ、今後。

- ○道工晴久議長 今、田島議員から話ございましたように、確認するという必要性も感じますので、 手続上は、多分、警察の諸手続をしないと保険は適用されませんのでやってると思いますが、そ の点、またひとつよろしくお願いしときます。
- ○田島乾正議員 届けしたんですかということを確認するのも行政の仕事ですよ。確認してなかったら、運転手として義務違反になりますんで、それだけ要望しときます。
- ○道工晴久議長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 これで質疑を終わります。

これをもって、日程28、報告第3号、損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分の報告 の件について報告を終わります。

お諮りします。日程29、報告第4号、平成26年度岬町健全化判断比率報告の件から、日程

32、報告第7号、平成26年度岬町水道事業会計資金不足比率報告の件までの4件を一括議題にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、日程29、報告第4号、平成26年度岬町健全化判断比率報告の件から、日程32、報告第7号、平成26年度岬町水道事業会計資金不足比率報告の件までの4件を一括議題にすることに決定しました。

本4件について、報告を求めます。報告第4号について、財政改革部長、四至本直秀君。

○四至本財政改革部長 日程29、報告第4号、平成26年度岬町健全化判断比率報告の件につきましてご説明申し上げます。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により報告を行うものでございます。

この地方公共団体の財政の健全化に関する法律は、地方公共団体の財政の健全性に関する比率 の公表の制度を設けるなど、地方公共団体の財政の健全化に資することを目的として、平成19 年に成立した法律でございます。

この法律の特徴は4点ございまして、1点目としましては、普通会計だけでなく、公営企業や公社、第3セクターなども対象とすること。2点目としましては、単年度フローだけでなく、ストック面にも配慮した財政状況の判断指標を導入すること。3点目としましては、財政悪化を可能な限り早い段階で把握し、財政状況の改善に着手させること。第4点目としましては、公営企業についても財政の早期健全化、再生の仕組みとは別に企業ごとに財政指標の公表と経営健全化のための制度が設けられていることでございます。

それでは、平成26年度決算における各指標の比率について報告させていただきます。

まず、一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する割合である実質赤字比率は生 じてございません。なお、実質赤字比率の早期健全化基準は15%となってございます。

次に、連結実質赤字比率は、全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する割合をいいますが、連結実質赤字比率につきましても生じてございません。なお、連結実質赤字比率の早期 健全化基準は20%となっております。

続いて、実質公債費比率は一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模 に対する割合をいいます。平成26年度におきましては、実質公債費比率は17.6%となって います。前年度の18.8%から1.2ポイント減少してございます。なお、実質公債費比率の早期健全化基準は25%と言うことでございます。

最後に、将来負担比率は一般会計等の将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合をいいます。前の三つの指標がある一定の期間で把握するフロー指標であるのに対して、この将来負担比率はある時点で把握するストック指標となってございます。平成26年度につきましては、119.2%となっており、前年度の126.4%から7.2%減少してございます。なお、将来負担比率の早期健全化基準は350%でございます。

監査委員から付された審査意見書におきましては、各比率とも早期健全化基準を下回っている ものの、今後も引き続き健全な財政運営に努められたいとされてございます。

なお、各指標の比率の積算となります基礎数値は決算書及び地方財政状況調査などをもとにしてございます。地方財政状況調査につきましては、大阪府を通じまして総務省へ提出され、現在、国のほうで検収を行っているところでございます。

したがいまして、国などからの修正等の指示に従い、今回報告されました数値に変動が生じた 場合には改めて報告させていただけると思いますので、よろしくお願い申し上げます。

- ○道工晴久議長 続いて、報告第5号、及び第6号について、都市整備部長、木下研一君。
- ○木下都市整備部長 日程30、報告第5号、平成26年度岬町下水道事業特別会計資金不足比率 報告の件につきましてご説明いたします。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により報告を行うものでございます。

岬町下水道事業特別会計におきまして、平成26年度の資金不足は生じておりません。なお、 資金不足比率は事業の規模に対する資金の不足額の割合をいいまして、経営健全化基準は20% となっております。

報告第5号は、以上でございます。

続きまして、日程31、報告第6号、平成26年度岬町漁業集落排水事業特別会計資金不足比率報告の件につきましてご説明いたします。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により報告を行うものでございます。

岬町漁業集落排水事業特別会計におきましては、平成26年度での資金不足は生じておりません。

なお、資金不足比率は事業の規模に対する資金の不足額の割合をいいまして、経営健全化基準

は20%となっております。

報告第6号は、以上でございます。

- ○道工晴久議長 続きまして、報告第7号について報告を求めます。水道事業理事、鵜久森 敦君。
- ○鵜久森水道事業理事 日程32、報告第7号、平成26年度岬町水道事業会計資金不足比率報告 の件につきましてご説明いたします。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により報告を行うものでございます。

岬町水事業特別会計におきましては、平成26年度での資金不足は生じておりません。

なお、資金不足比率は事業の規模に対する資金の不足分の割合をいい、経営健全化基準は20%となっております。

報告第7号は、以上でございます。

○道工晴久議長 これより、本4件に対する質疑を行います。質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これをもって日程29、報告第4号、平成26年度岬町健全化判断比率報告の件から日程32、報告第7号、平成26年度岬町水道事業会計資金不足比率報告の件までの4件の報告を終わります。

○道工晴久議長 以上で、本日の日程は全て終了しました。

それでは、本日、副町長の選任について同意され、平成27年10月から副町長に再任されます中口守可君からの皆様にご挨拶したい旨の申し出がありますので、これを許可します。中口守可君。

○中口副町長 議長のご配慮によりまして、大変貴重な時間をいただきまして、議員の皆さん、本当にありがとうございます。

また、高いところからの挨拶と言うことでお許しをお願いいたします。

本日、町長より提案をさせていただきました副町長の選任について同意を求める案件の採決に 当たりまして、満場一致でご承認を賜りまして、誠にありがとうございます。

改めて身に余る光栄とともに、ますます身の引き締まる思いでございます。

思えば、平成23年9月7日の平成23年第3回定例9月議会におきまして議会の承認をいた

だき、この9月末でまる4年の任期を迎えることとなりました。これも、田代町長初め議会の皆様方の温かいご指導とご鞭撻、また職員等の協力の賜物と改めて感謝申し上げます。

これまでの4年間は至らぬところも多々あったと思いますが、町長を支え、田代町長が行政運営で常々述べております日本一温かみのあるまちを目指して、引き続き住民の皆様が岬町に生まれて良かった、岬町に住んで良かった、岬町にこれからも住み続けたいと言っていただけるように、なお一層精進して補佐してまいる所存でございます。

改めて4年前に立ち返り、町長がそのとき述べました副町長の設置の必要性を十分再認識いた しまして、岬町の将来像、「豊かな自然、心かよう温もりのまち"みさき"」の実現のため、住 民本位の町行政の推進に種村副町長とともに力を合わせまして努めてまいる所存でございます。

つきましては、議会の皆様方の従前と変わりませぬご指導、ご鞭撻、��咤激励をお願い申し上 げまして挨拶と御礼にかえさせていただきます。ありがとうございました。頑張ります。

○道工晴久議長 ご苦労さまです。今後とも岬町の発展のためにご尽力いただきますようによろしくお願いいたします。

それでは、本日はこれで散会します。

各常任委員さんには、委員会付託分の審議についてよろしくお願いします。

なお、次の会議は9月25日午前9時30分から開催の議会運営委員会及び全員協議会終了後 に会議を開きますのでご参集ください。

どうもご苦労さまでした。

(午後2時31分 散会)

以上の記録が本町議会第3回定例会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署 名する。

平成27年9月2日

岬町議会

議 長 道 工 晴 久

議 員 反 保 多喜男

議 員 田 島 乾 正